

# 目 次

## ○第1号（6月6日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇齊藤将史君	16
◇南 千晴君	27
◇須田仁美君	39
◇中島由美子君	54
日程第 5 陳情について	73
散 会	74

## ○第2号（6月7日）

議事日程 第2号	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	76
欠席議員	76
説明のため出席した者	76
事務局職員出席者	76
開 議	77
日程第 1 議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	77

日程第 2	議案第 4 1 号	榛東村中小企業制度資金貸入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	7 8
日程第 3	議案第 4 2 号	榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 9
日程第 4	報告第 2 号	専決処分について（令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号））	8 1
日程第 5	議案第 4 3 号	令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）について	8 2
日程第 6	議案第 4 4 号	令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	8 3
日程第 7	報告第 3 号	令和 3 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について	8 5
日程第 8	報告第 4 号	法人の経営状況について	8 7
散 会			9 0

### ○第 3 号（6 月 1 6 日）

議事日程 第 3 号	9 1	
本日の会議に付した事件	9 1	
出席議員	9 2	
欠席議員	9 2	
説明のため出席した者	9 2	
事務局職員出席者	9 2	
開 議	9 3	
日程第 1	議案第 3 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	9 3
日程第 2	議案第 3 9 号 教育委員会委員の任命について	9 4
日程第 3	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	9 5
日程第 4	議案第 4 0 号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	9 6
日程第 5	議案第 4 1 号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	9 7
日程第 6	議案第 4 2 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 7
日程第 7	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	9 8

日程第 8	議案第 4 3 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算 (第 3 号) について	9 9
日程第 9	議案第 4 4 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	9 9
日程第 1 0	委員会審査報告について (文教厚生常任委員会)	9 9
日程第 1 1	委員会の閉会中の継続審査について (総務産業建設常任委員会)	1 0 4
日程第 1 2	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 3	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 4	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 5	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 0 4
日程第 1 6	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 0 5
	議長挨拶	1 0 5
	閉 会	1 0 6

令和4年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月6日（月）

# 令和4年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和4年6月6日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和4年6月6日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
  - 日程第 5 陳情について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	9番	小野関 治義 君
10番	清水 健一 君	11番	小山 久利 君
12番	南 千晴 君		

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課 長	清村 昌一 君	企画財政課 長	早川 弘行 君
税務課 長	岩田 彦一 君	住民生活課 長	村上 誠 君
健康保険課 長	安田 睦 君	産業振興課 長	山口 誠一 君
建設課 長	狩野 宏記 君	上下水道課 長	富澤 光彦 君
会計課 長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局長	足達 哲也 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和4年第2回定例会の開会に当たり、一言のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し心より御礼申し上げます。

今年も梅雨入りが近づく中、田植を終えた水田は、早苗がなびき、新緑が美しい季節になりました。

さて、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻により、今なお多くの犠牲者と甚大な被害の下、激しい戦闘が繰り返されています。戦闘の長期化によって、世界経済に与える影響は計り知れません。本村議会では、3月にウクライナからロシア軍の即時撤退と平和的解決を求める決議を議決しておりますが、一刻も早い事態収束を祈るばかりでございます。

また、国内の新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、現在も第6波の渦中にあるものの、感染者数は減少傾向にあり、本県では、病床使用率の数値などを参考に、5月28日に警戒度2から1へ引き下げられました。県民の行動やイベントなどにおいて、一部制限が緩和されることとなりましたが、引き続き感染対策を十分行いながら行動をしていかなければなりません。

一方、村では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、今月から、あったかしんとう元気応援商品券とし、1人5,000円の商品券の配布が始まりました。これは、国の臨時交付金を活用し、地域経済の活性化とともに、村民の安心・安全な暮らしを支えようとするものでございます。

さらに、新型コロナワクチン接種は、本県でも4回目の接種に向けて準備を始めております。一定の要件を満たす場合は、感染症の重症化防止などの観点から、希望する方に接種を行い、これまでと同様に基本的な感染予防対策を行いながら、一日も早い感染症の終息を願うばかりでございます。

さて、本定例会につきましては、通告のありました5名の議員による一般質問及び村長から送付された条例改正及び補正予算等が提出されております。議員各位には慎重なご審議をお願いするとともに、健康に十分留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、12番南千晴議員、1番齊藤将史議員を指名いたします。

---

◇

## ◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期につきましては、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間と決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

1、議案書等の受理につきましては、議案7件、報告3件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果報告でございますが、令和4年1月から4月までの検査結果でございます。後ほどご確認ください。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会及び4、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

以上です。

---

◇

## ◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がございました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

本日は、議員各位の出席をいただきまして、令和4年第2回定例村議会が開会できますことを、まずもって心から感謝申し上げたいというふうに思います。

また、先ほど議長より話がありましたけれども、連日報道されているとおり、2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、いまだに継続されております。何の罪もない民間人が多



数殺害されるなど、残虐な行為が繰り返されているところでございます。日本国政府は、ロシアの外交官を8人追放するとともに、国際社会と協調しまして経済制裁を行って圧力をかけておりますが、停戦交渉は中断されたままとなっております。

この問題の本質は、プーチン大統領が平和的解決に向けた各国からの働きかけを聞き入れず、ウクライナの中立化といった一方的な要求を実現すべく、武力行使に及んだことであると私は思います。ロシアによるウクライナへの侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす行為でありまして、明白な国際法違反として厳しく非難されるべきものというふうに思います。ロシアが国際社会の声に耳を傾け、一刻も早く侵略をやめるよう願うばかりでございます。

さて、今定例会に上程させていただいた議案について、その太宗を申し上げたいというふうに思います。

議案第38号及び39号は、人事案件でございます。固定資産評価審査委員会委員、そして教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第40号は、新型コロナウイルス感染症の感染者に対する介護保険料の減免措置を令和5年3月31日まで延長するため、介護保険条例の一部を改正するというものでございます。

議案第41号は、中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正しようというものでございます。利子補給制度の対象要件に「暴力団員でないもの」を加える等、所要の改正を行うというものでございます。

議案第42号は、令和7年度中の完成を予定している防災中枢機能施設のうち、学校給食センターについて、これについては都市計画法に基づきまして開発行為の許可手続の関係から、移転後の位置をあらかじめ条例において担保する必要があります。学校給食センターの設管条例の一部改正を行うものでございます。

議案第43号そして44号については、4月1日付の人事異動に伴いまして、職員給与費を整理する予算補正を一般会計及び下水道事業会計において行うものでございます。併せまして、一般会計においては、当初予算編成後に生じた所要経費について増額を行うものでございます。

以上、7議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決・同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

そのほか、議案のほか報告事項が3件ございます。

令和4年度榛東村一般会計補正予算（第2号）、これについては新型コロナウイルス接種事業費を専決処分したものでございまして、これを報告申し上げます。

また、令和3年度榛東村繰越明許費繰越計算書について及び法人の経営状況について、関係法令の定めるところによりまして報告をさせるところでございます。

会期は本日から6月16日までと、ただいま決定されました。

本日から11日間よろしくお願いいたします。

---

◇

## ◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。質問は一問一答方式とし、質問の方法は申合せにより、登壇において直ちに1問目の1項目めを質問し、自席に戻った後、執行の答弁から始まります。

質問順位1番生方勇二議員の質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） おはようございます。6番生方です。

傍聴席の皆様、足元の悪い中、大変ありがとうございます。

本日も4項目の質問をさせていただきます。

初めに、いまだに終息の見通しが立たない新型コロナについて、前回に引き続き質問をいたします。

今年は3年ぶりにゴールデンウィークの行動制限が解除され、大勢の方が国内や国外を移動し、経済の活性化が期待された一方で、感染拡大のリバウンドが懸念されましたが、幸いなことに急激な上昇は見られませんでした。

最近の感染状況は僅かずつ減少しており、県は4か月半ぶりに警戒レベルを1に引き下げました。中国の上海でも2か月ぶりにロックダウンが解除されましたが、隣国の北朝鮮では爆発的な感染拡大で、その対応に現在も大変苦慮しているものと思われます。

国内での感染はオミクロン株が主流ですが、さらに感染力が高いと言われる新たな変異株B.A.5による感染で第7波の感染拡大も心配されます。現在は小康状態を保っておりますが、県と各自治体では、国の指針に基づき4回目の接種が検討され、持病のある方や高齢者を中心に接種が開始されております。

本村でも、これまでに特別な事情を除く全村民を対象に1人3回のワクチン接種を進めておりますが、重症化を防ぐなど一定の効果は期待できるものの終息には至らず、若年層のさらなる接種が望まれます。

感染の防止に向けて多くの村民に接種を進めていると思いますが、現在までの接種状況はどのようなになっているのか伺います。

以後、自席において順次質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） コロナワクチンの現在の状況ということでございますが、ワクチン

の接種率は、6月2日現在で、全村民の中で1回目の接種を受けていただいた方が82.8%、2回目は82.2%、3回目は62.9%で、国や県の接種率を上回っております。

3回目接種につきましては、年代別に見ますと、40代までの若い世代が50歳以上の方たちと比較して接種率が低い割合になっております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長から本村の接種状況について説明をいただきましたが、多くの方が接種することによって感染を防止する一定の効果はあると思います。

県では、現在、感染状況を踏まえ、国の指針に基づき持病のある方や高齢者を中心に第4回目の接種を推進しておりますが、若年層の3回目の接種率が伸び悩んでおります。4回目接種も副作用等の心配から接種控えが懸念されますが、本村の4回目接種の今後の取組について伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 本村の4回目接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として実施いたしますが、対象者は現時点で、議員が先ほどおっしゃったように、60歳以上の方及び18歳から59歳で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方で、3回目接種から5か月が経過した方となっております。

村では、4回目接種に向け体制を整え、第1便としまして2月10日までに3回目を接種した60歳以上の方へ接種券を6月3日に送付いたしました。以後、1週間ごとに順次送付する予定でございます。基礎疾患を有する方は、ご本人からの申請により接種券を送付いたします。

様東広報やホームページを通じて周知をしております。今までと同様に地区医師会や関係機関の協力の下、安全を確保しながら注意深く実施してまいりたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、若年層の接種割合は高齢者と比較して低い割合になっておりますが、県内においても感染者数は減少傾向ではございますが、若年層の感染者数が多い状況ではあると思います。

これからでも1回目接種から予防接種を受けていただくこともできますので、感染拡大による重症化を防ぐため、ワクチン接種を検討していただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 丁寧な説明ありがとうございました。

新型コロナにつきましては、どこまで付き合っていけば終息するのか現時点では見通しが立ちませんが、夏以降の感染拡大を防ぐために、これまで取り組んできたことを十分生かしながら、関係機関と協力をして適切な対応を行っていただきたいと思います。

2つ目の質問は、鉄鋼スラグ混入問題について質問をいたします。

この問題につきましては、今までにほかの議員も質問しており、私も昨年は概要について質問をいたしました。令和3年3月議会においては、旧榛名カントリークラブ跡地に導入されたスラグ碎石の撤去を求める決議が可決されました。鉄鋼スラグ碎石の混入された造成地の下流地域には、隣町の名勝である船尾滝があり、飲用を含めた生活用水等に利用されていると聞いております。まだ、被害等については確認されておりませんが、解決されるまでは不安や心配が残り、一日も早い解決が望まれます。

私が再度この質問をするに至ったのは、この問題は重大であり解決されていないということ、そして村民や隣町の住民に対する信頼にも影響するからであります。また、なぜ造成地内に鉄鋼スラグが搬入されてしまったのか、村の対応は正しかったのかとの村民の声があったことによるものでもあります。私もこの工事の発注方法には問題があったのではと疑問を感じております。解決に至るまでにはそれなりの時間と費用が必要だと思えます。

現在、現村長をはじめ執行のほうで解決に向けて日々努力をされていることは承知しておりますが、当時の執行が正しい対応であったのか、発注の経緯について確認をさせていただきます。

なお、今回の質問は村政を問うものであって、特定の企業や業者等を指摘するものではありません。また、質問の内容が過去の質問と重複する部分があると思いますが、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、(1)の造成地の設計と積算について質問をいたします。

通常、工事の設計と積算は設計業者に依頼するか、または役場の職員が直接的にするか、どちらかだと思います。旧榛名カントリークラブ跡地造成工事の設計及び積算はどこで行ったのでしょうか。

また、設計金額は、概算で結構ですが、どのくらいだったのでしょうか。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今のご質問ですが、測量、設計、積算とも村職員が行いまして、設計金額は5,000万円超でございました。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より設計金額が5,000万円超との説明をいただきましたが、この金額からして業者の選定については実績のある村内業者も含め、入札審査会を経て指名競争入札以上の執行が行われるのが通常であります。何者による入札執行で、請け負った業者は村内での実績があった業者でしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 本件に関わります契約締結につきましては、本件施工業者1者を指

名しての随意契約としており、入札は執行しておりません。

また、受注業者の村内工事実績でございますが、なかったと、そのように認識しております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より指名競争入札ではなく、1者随契との説明がありましたが、1者随契は一般的にパテント、いわゆる特許を保有する業者を必要とする工事または工事の特殊性に際して優秀な実績を持つ企業を必要とする工事、それ以外には採用されることのない、言わば禁じ手です。

普通の造成工事なのに競争入札でなく見積合わせもしない1者選定のみの随意契約、しかも請け負った業者は榛東村で実績のない業者だった、そのような工事発注は常識では考えられません。関係者から執行側に何らかの提案があり、それに基づき採用されたものとも想定をされます。

提案には、鉄鋼スラグの話はなかったと思いますが、結果的には鉄鋼スラグが搬入されてしまいました。そのような内容の契約であれば、村内には扱う業者はありません。県内でも数者しかないので、1者随契が成り立つということにもなりますが、実際にはどのような内容で1者随契に至ったのか経緯について説明願います。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今回工事の経緯でございますが、時系列的に申し上げまして、平成24年1月6日付で「榛名カントリークラブ跡地造成工事に係る資料等の提出について」という依頼文書が、特定1者宛て送付されております。

この村からの依頼を受けまして、1月10日付で見積書等が先の事業者から提出されております。

1月11日、榛名カントリークラブ跡地造成工事が起工され、その起工文書の中で指名人といたしまして今回施工業者の名が、随意契約の根拠といたしまして地方自治法施行令第167条の2第1項第7号、これは時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込み、この見込みがあるときと、こういう根拠ですが、これが記載されております。

このほかにも契約相手方の選定及び随意契約の理由といたしまして、本工事には以下の特殊性、条件があることから、業者選定に当たってはこれらをクリアできることが条件になるとの記述に続き、条件といたしまして、まず1つ目、工期、平成24年7月1日発行の再生エネルギー電力全量固定価格買取制度、これに間に合わせるため盛土部分について堅固な状態かつ廉価で仕上げる必要があることから、大規模造成工事の実績かつ大型機械の保有実績があること、2つ目といたしまして、工事費の制約、村議会との協議の中で造成工事についてメガソーラーの誘致が決定している状況にないことから上限を1,500万円とすることが示されている、誘致にかかわらず造成関連費用としては、造成工事のほか、のり面保護や排水対策、付け替え道路整備などの関連工事費用が見込まれること、これらが随意契約の理由とされております。

また、同日付で予定価格が定められており、5,000万円を超える設計委託に対し、定められた予定価格はその10分の1程度でございました。

その翌日、平成24年1月12日付で請負金額525万円、これ税込みですが、これの建設工事請負契約が締結されております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいまの説明で、設計金額の1割程度で工事を請けてくれる業者だったのですが、通常では考えられない赤字覚悟の請負額だと思います。そんな安い工事の裏には、鉄鋼スラグの搬入の目的があったと思わざるを得ません。このほかにも修繕工事等で搬入されたという話も聞いており、行政側の対応が適切であったとはとても言えない結果になったと思います。

また、その後において、本村に搬入された鉄鋼スラグに含む有害物質の調査結果について、大同特殊鋼から報告がなされた際に、村の担当職員の不適切な対応があったことについては、一昨年9月に川田議員が詳細に質問しておりますので、省略いたします。

有害物質を含む鉄鋼スラグは、造成地に混入された経緯と執行の対応について答弁をいただきましたが、搬入されてしまったことについては、解決に向けて取り組むほかはありません。早期解決に向けて努力をしていただきたいと思います。

なお、この造成地には太陽光発電施設があり、10年ぐらい先には村に返還されることになっていると聞いております。そのときには、またこの場所の活用方法を検討することになると思いますが、今回の対策も含めしっかりと検討して、村民に信頼される対応をしていただくことを要望して、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、マイナンバーカードについて質問をいたします。

国と各自治体が進めておりますマイナンバーカードの申請登録については、4月1日時点で県内の交付率が36.7%で、5年前の約5倍になりました。

しかしながら、全国平均は43.3%で、本県の順位は昨年の11月と同様に全国44位と低迷しており、カード取得を推進するため、各市町村はいろいろな工夫を凝らし普及に取り組んでおります。

本村では、昨年の11月1日時点での交付率が31.6%で、一昨年11月の18.1%を大幅にアップしたものの、県平均を僅かに下回っておりました。本年の確定申告を利用してPRするなど、普及に向けて前向きに取り組んでおりますが、本村の4月1日時点での状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 本村の本年4月1日時点でのマイナンバーカードの交付状況についてお答えをさせていただきます。

交付件数では5,162件、人口に対する割合にしますと35.4%となっておりますが、群馬県の交付率より若干下回っている状況でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 政府は、普及に向けて令和2年9月、取得者に最大5,000円分のポイントを付与する事業マイナポイントをスタートさせ、普及率は急激にアップしました。今年1月には、新規取得と健康保険証や銀行口座の利用登録などで計2万円分のポイントを付与する事業も開始しております。

本村でもこの特典を受けられるのか、また、カードの普及とともに利便性の向上も必要となっております。3月定例議会で、南議員から、コンビニの活用についての質問に対し、システムの構築等に費用が必要などのほか、利用者数の見込みについて研究をするとの答弁でしたが、今後の見通しと対応について伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） そうしましたら、私のほうからはマイナポイントの特典についてお答えをさせていただき、そして利用率の向上については、企画財政課長からお答えをしていただきたいというふうに思います。

まず、議員もおっしゃったマイナポイントの第2弾、現在スタートしております。このマイナポイント事業につきましては、国、総務省が実施をしている事業になりますが、マイナンバーカードを取得され、マイナポイントの申込みを行えば、最大2万円分のマイナポイントが受け取れるという事業になっております。

この最大2万円分のポイントについて説明させていただきますと、まず、マイナンバーカードの新規取得で5,000円分のポイントが付与されます。ただし、昨年度、実施されたマイナポイント第1弾でポイントの付与を受けている方は対象外となります。そのほか、カードの健康保険証としての利用申し込みで7,500円分のポイント付与、また、カードの公金受け取り口座の登録で7,500円分のポイントが付与される。以上、合計して最大2万円分のポイントが付与されるという事業になります。

先ほども申し上げましたが、まず、マイナポイントの申込みを行うこと、それから、今申し上げました保険証としての利用申し込みや公金受け取り口座の登録を行うこと、そうした条件がございまして、また、ポイントもご本人が利用されているキャッシュレス決済サービスでのポイントの受け取りということでございます。

ポイントについては、以上となります。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私のほうからコンビニ交付につきましてお答えさせていただきます。

コンビニ交付についてでございますが、システム構築費用も多額でございますが、それ以上に利用者数が課題であると、そのように考えているのは、以前、お答えさせていただいたとおりでございます。

一度始めますと利用者が思ったほどいないなどの理由で中止などできず、年間500万円以上の支出を続けていかなければならない、その辺を憂慮しているところでございます。

本村におけるマイナンバーカードの交付状況やその中での利用者見込み、それから近隣の団体やコンビニ交付の状況を公表している団体などの状況を参考に検討をしていきます。

また、今年度準備を行い、来年度から開始する予定の行政手続のオンライン化につきましても、マイナンバーカードを使用することになります。これらにつきましても稼働後の利用状況などを見ながら、他の分野への拡張も考えていきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 福利と利便性の向上には時間と費用も必要です。さらに、既に隣の吉岡町でもコンビニサービスを開始しておりますが、多くの利用がなければ普及の意味がありません。利用率にこだわるものではありませんが、活用されなければシステムの構築費用等で大切な税金の無駄遣いになる可能性もあります。周りの状況にとらわれず、費用対効果も見極めながら推進とサービスの向上に引き続き努力していただきたいと思います。

最後の質問になりますが、学力の向上について質問をいたします。

文部科学省は、5月18日付で全国の公立小・中学校と高校を対象にした令和3年度英語教育実施状況調査の結果を公表したと新聞報道されました。それによると、本県の中学3年で英検3級以上の英語力があると判断される生徒の割合は60.9%で、都道府県別では全国2位、政令都市を含めても全国4位で、前回の令和元年度調査より16.7ポイント増えました。この要因を県では小学校の英語教育の強化で独自事業を積み重ねてきた成果の表れと分析しているようです。

今回の順位は大変すばらしい結果だと思いますが、このような調査の目的は今後の教育に生かすためであって、あまり順位等にこだわる必要はないと思います。数字の大小よりも努力の結果が少しでもよい方向に向けば大いに評価できるものであり、全体のレベルアップにつなげる教育に意義があると思っております。

本村でもこの調査の対象に含まれていると思いますが、今回の結果について順位や数字の公表は求めませんが、次に役立つ成果についての概要を伺います。

○議長（小山久利君） 阿佐見教育委員会教育長。



〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、次に役立てるための成果についてお答えをしたいと思います。

英語教育につきましては、平成29年度からALT、これを1名増員し2名体制としました。1名は中学校、もう1名は小学校2校に配置ということでございます。

小学校に配置したALTにつきましては、平成30年度からの新しい学習指導要領の移行の期間に向け、これは村独自の対応でございます、小学校にも配置したことによって、英語に対する興味や関心が高まり、会話力も徐々に身に付いてきたと考えております。

次に、オンラインスピーキングについてでございます。これは平成29年度から、小学校の5年生から中学校3年生までを対象とする英会話学習でございます。

具体的には、小学校はグループ、3名だったと思いますけれども、中学校は1人と、パソコン上の画面で時差の関係でフィリピンのネイティブスピーカーと英語でやり取りを行う学習でございます。これは児童・生徒に対して自分の英語が通じたと、こういう自信を持たせる目的でございます。

ただし、これを行っているところで、その時間の確保の困難さ、難しさであるとか、残念ながら新型コロナウイルス感染症等によりまして、令和2年度まで実施を行ったという経緯でございます。

今後は、今現在、1人1台端末と、こういうものがございますので、英語の授業で活用し、オンラインで英会話を実施する方向、これなどを検討しながら児童・生徒の英語力の向上を図っていくことを考えております。

また、中学校の英語学習におきましては、英語を使うという必要感、これを持たせるよう言語活動、5分の英語の授業の中で言語活動を非常に重視しているということ、その際に、ALTがいますので、ALTに対して例えば日本の文化を紹介しようとか、アメリカの中学生に日本の環境問題の取組を紹介しようなど、工夫してそれを今後も行っていく方向で考えております。

それから、授業中もやっぱりスピーチであるとか、英会話を実施して実際のコミュニケーションの場を設定している。

それから、英語検定の話が出ましたけれども、中学校でも英語検定の前に英語部の先生による補習であるとか、それから英作文の指導、それから1次が通ると2次が面接がございますけれども、その面接指導も実施していると。

小学校の英語活動、英語につきましては、英語の免許を所有している教職員が3年生と4年生の英語活動、それから5、6年生の英語、これを可能な限りALTと一緒に授業を行っている状況でございます。小学校の教員につきましては、英語の免許を所有している先生って少ないものですから、英語の免許を持っているということで、小学校の英語力といたしますか、そういうものも徐々に向上していくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 本村の概要について説明をいただきましたが、報道では本県の中学3年は全国平均を上回っているが、高校3年では僅かに下回っているとの結果が出ております。

しかしながら、実際に資格を取得している生徒は全国平均を7.4ポイント上回っており、年々レベルが上がっているそうです。ある大学の教授によれば、教員の地道な取組が実を結んだのではと分析しております。地道な努力こそが大切なことで、大いに評価してよいと思います。

英語力の向上は、一部の学年だけに力を入れても駄目で、小・中学校全体で努力しなければ高校にはつながらないようです。

教員が不足している中で、本村の教職員の皆さんも子どもたちのために日々努力されていると思います。英語のみならず、学力の向上に向けてどのように取り組むのか、また、同時に人間性を養うこと、向上も大変重要かと思いますが、教育長の考えを伺います。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 学力の向上に向けての取組についてでございます。

榛東中学校は、ICT活用推進プロジェクトというもののモデル校ということでございまして、併せて両小学校につきましても、授業改善推進応援事業ということで、県の教育委員会から学力向上の取組はどうしていくのかということで指定をされております。これは主にICT教育を授業でどう活用していくのか、あるいは家庭と学校の学びをどうつなげた授業実践、などを視点とした取組を行う内容でございます。

教育委員会としては、これは非常に好機であると捉えて、村の教育研究所に学力向上連絡協議会を設置して、村全体で同一歩調で取り組み、教職員は授業を通して学びを保障していくことが大事でありますので、教育委員会としても今後も研修会や訪問等を通して検証、指導していきたいと。学力向上は、教育委員会にとって、学校にとっても一番の課題でございますので、村内あるいは村外にかかわらず、全教職員で取り組んでまいりたいと考えております。

それから、人間性を養うと、2つ目のご質疑でございますけれども、これはなかなか難しい場面もあるかと思うんですけれども、基本は学校教育活動の全ての場、ここで養っていくことが大変重要なことであると考えております。

具体的には、まず挙げられるのが道徳部の授業の充実ということでございます。道徳にはいろいろな価値がございますけれども、例えば善悪の判断であったり、責任、誠実、節度、節制、思いやり、感謝、礼儀、友情、規則の尊重等々で、これを様々な観点から道徳的な価値を理解して、その後道徳的な判断力であるとか、心情、実践と態度を育てていきたいと考えております。

また、学校行事につきましても、あるいは中学校の部活動については、非常にその人間性を養う大きな機会というふうに捉えております。

さらには、児童・生徒を育てていくのは教職員でございますので、大きく関わってくると。そのため、教職員一人一人というのは、教育の原点に立って一人一人を理解したり、どんなときも子どもの心に寄り添ったり、自分自身の人権感覚、これを磨いたり、人としての生き方の手本を見せていることが重要と考えています。このことにつきましては、4月に行われました教職員全体研修会で先生方にお話をし、お願いはしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま教育長より長年本村の学校教育に尽力しているからこそその熱い思いを感じる答弁をいただきました。

教職員は、自分の住所地での勤務は僅かな期間で、他の市町村勤務のほうが長いです。私も他市町村の行政勤務でしたが、勤務地の皆様に生方でよかったと少しでも多くの方に思ってもらえるよう心がけました。

教職員の皆様は、私以上に情熱を持って本村の子どもたちの指導に全力で取り組んでいるものと確信しております。学力の向上について状況と方針を伺いましたが、将来を担う子どもたちが国際社会で活躍するためには、英語力を伸ばすことが大いに必要だと思います。今回のような調査を、数字にとらわれず参考にしながら、学力の向上につながるよう地道な努力を引き続き期待したいと思います。

本日も執行の皆様の協力をいただき、4項目の質問をさせていただきました。新型コロナは夏に向かって新たな感染拡大が心配されますが、対策を講じながら、経済の回復や安定した生活を取り戻せるよう取り組むことが大切であると考えます。

今年度も状況によっては、また多くの行事が自粛や中止となる可能性もありますが、村民の安全を第一優先に行政運営が執行されることを希望して、今回の私の一般質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

中島議員に申し上げます。

議場は議案を審議する場でございます。作業や勉強するところではございません。以後気をつけてください。

また、給水については、紙コップに移すということで、熱中症対策でコロナ禍という特例で給水を許可しております。直接水筒から給水するのではなく、紙コップ等へ移してくださいという指示がございます。よろしく申し上げます。

.....  
.....

ここで休憩を取ります。再開を10時45分といたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 皆さん、おはようございます。

榛東村の地下に新幹線の駅を建設する、そのように言っている齊藤将史です。よろしくお願ひします。

今回の私の質問のテーマは、「リスクマネジメントとダメージコントロールについて」、大きな質問のテーマを設定いたしました。

皆さんもご存じの方もいるかもしれませんが、リスクマネジメントとダメージコントロールについては、大きく2つの対応をしているという部分があります。

1つは、事故や災害が起こる前に事前にその対策を打っておく、もう1つは、事故や災害が起きるのは当然のこととして捉えて、その後に起こった災害に対しての対策、このような2つのパターンが、リスクマネジメントとダメージコントロールの中にはパターンとして2つあります。

日本の場合は、先に申し上げた1番目、災害が起こる前、事故が起こる前に事前に対策を打っておく、それはかなり強力に対策を立てておくという、そういうことです。海外の場合は、2番目の、事故や災害が起きるのは当たり前だから、その後の対応に力点を置くという対応の国々が多い、このように見受けられます。

今回、私は1番の質問として、子宮頸がんワクチン接種9年間問題が発生していることについて1番目の質問として設定させていただきました。これは平成25年だったと記憶しておりますが、それまで子宮頸がんワクチンということで、対女性に対して子宮頸がんを事前に防ぐためにワクチンを接種する、このようなことをやっていたというふうに私は記憶をしております。

その後、約2か月ぐらいで副反応があり、その対応のまずさもあって僅か2か月程度でこの子宮頸がんワクチンの接種というのがなくなってしまったというふうに記憶をしております。これに関して国、政府はあまり対応をその後取ってきませんでした。実質的に年間子宮頸がんになる患者は1万1,000人で、年間の死亡は2,900人という数字になっています。日本の人口約1億2,000万人、その半数が女性というふうに考えれば、6,000万人の中の発症率は1万1,000人程度ではないか、そのうちの死亡率が2,900人程度ではないかというふうに言われるかもしれませんが、これは数字のマジックにほかなりません。

実質的には、年間の女性の出生率、これに対応して年間の発病率を考えなければならない、このよ

うに考えています。それが正しい数値の見方であるべきだと私は考えています。

ここで、関係課長に質問ですけれども、今年度から国のほうは子宮頸がんワクチンの接種を積極勧奨という形で行うことが決定しております。もう既に地方自治体ではこれに対して行動を起こし、対策を打っているとは思いますが、本県の子宮頸がんワクチンの接種に対して、榛東村地方自治体の役割に関してお聞きしたいと思います。

では、続きは自席に戻って質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 子宮頸がんワクチンについてでございますが、先ほど議員がおっしゃったように、平成25年4月から子宮頸がんワクチンは定期予防接種化されました。子宮頸がんワクチン、子宮がんなどの主因となるヒトパピローマウイルスの感染症を予防するワクチンということになるのですが、対象としましては12歳、小学校6年生から16歳、高校1年生までの女子、女のお子さんを定期接種の対象といたしました。

そして、接種後に体の痛み等を訴える声が相次ぎ、議員がおっしゃったように、同年の6月から接種の積極的勧奨を差し控えることとなりました。本村では、幸いにも接種した方から重い副反応が出たというお申し出はありませんでした。

国のほうにつきましては、そこから専門部会で継続して検証をしております、その結果、ワクチンの安全性について特段の懸念がないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るということが認められたことによりまして、今年4月から個別接種の勧奨が再開されることとなりました。

その間も希望のある方は接種することができたということにはなりますが、再開されることによりまして、村では積極的な接種年齢である中学1年生から高校1年生までの方へ個別通知を既に発送しております。

議員がおっしゃった積極的勧奨の差し控えによる期間で接種機会を逃した方、その方達につきましては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種、そういった形として実施をすることとなっております。

対象となる方は、平成9年度生まれから平成17年度生まれ、この間で受けられなかった方達になりますけれども、この方達に対してこの4月から令和7年3月末までの3年間を定期接種として公費で接種できる機会を提供いたします。対象となる方には、村のほうからも個別に通知をしまして、希望する方が接種できるようにしてまいります。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 榛東村のほうでは確実な対応をしてもらっているというふうに私は考えます

けれども、実際に私は子宮頸がんワクチンの接種推奨者、強力な推奨者というふうに思っていたいで構いません。

なぜかという、先ほども申し上げたように、年間発症者数は1万1,000人、そのうち死亡する方が約3,000人、大体4分の1、子宮頸がんに感染したというか発症した人たちの4分の1の女性が死亡するというような形になっています。死亡率は25%です。

ただ、ここで私が一つだけ疑問に思っているのは、先ほど課長も言っていました、子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染によって発病するがんです。これは男女の性行為によって感染するというふうに言われています。

そこで、かねがね私は思っているんですが、なぜ女性だけがこのワクチンの接種を受けなければならないのか、接触感染であれば男性が感染している確率も上がってくるわけです。であるのにもかかわらず、これは日本の慣例の悪いところなのかもしれませんが、女性にその負担を強いるというような形の接種方法になっています。これはある意味においてはコロブスの卵的発想、発想の転換、このようなことになるかとは思いますが、性交渉によって発症するのであれば、男性がヒトパピローマウイルスに感染している確率も可能性もあるわけです。

であるならば、女性だけではなく男性に対しても子宮頸がんワクチンを接種しなければならないのではないかとこのように考えています。これに関しては私の推察、要望も含まれるんですが、ある意味においてはこの榛東村という地方自治体が県や国のほうに上げていかなければならない内容のことだと思っています。

これは、何度も言いますが、女性にだけワクチン接種の負担をかけ、男性にその負担を免除しているような状況になっている中で、男性にも子宮頸がんワクチンの接種をやったほうがいいのではないかとこのように私は考えています。

これは、議長、質問していいんですかね。

○議長（小山久利君） 持論じゃなくて、質問をお願いします。

○1番（齊藤将史君） 持論ではなくて現実として感染症というのはそういうものですから、男女の感染を未然に防ぐということでは、コロナワクチンと同じように男性にも女性にも今接種している現状で、子宮頸がんワクチン、ヒトパピローマウイルスに関するワクチンを男性にも女性にも接種させたほうがいいというふうに考えるのは当然であります。

それは今後の課題として、行政のほうから国にどのように伝えるかというのは、ある意味私からの要望として村長並びに関係部署にお願いしたいということで、この質問は終わりにしたいと思います。

では、次に……。

○議長（小山久利君） 答えらない。

○1番（齊藤将史君） 答えらない。

○議長（小山久利君） 質問してください。

○1番（齊藤将史君） 質問していいの。

○議長（小山久利君） はい。

○1番（齊藤将史君） ということで、私の先ほどの発言の内容について、村長はどのように考えるかをお聞きしたいと思います、回答を。

○議長（小山久利君） 答えられますか。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうから、ちょっと私自身がよく分かっていないということもありまして、その後また課長のほうから答えさせますけれども、まず、県・国に対するその要望、これは性交渉とかそういうものいろいろ出ておりますけれども、男性のほうからそれがうつるとかそういう問題について、じゃ、その病原菌ですか、それが男性のほうのワクチンとかそういうものは、今研究はしていると思うんですよ、医療のほうでね。ただ、それが見つからないんじゃないかなど。だから男性のほうに対しても公平にやったらいいかどうか、これについては医学のほうでやっているとは私は思います。

だから、それをちょっと私のほうから県・国へ、これがはっきりこれ男性がワクチンができてワクチンを打てば云々というのがはっきりすれば、早く県でも国でもやってくださいよと、これはやる必要があると思いますけれども、私はそういうような、今までの話を聞いて。

それとあと一つ、25年に女性のワクチン接種、これは、はっきり言うと、群馬県の中でも全国の中でも榛東村が、はっきり言うと、一番初めにこのワクチンいいなど、推奨を私自身が先頭を切ってやらせてもらったところです。全国からも注目されてすぐこの推奨について追いついてきたんですけども、一番初めやったのは、本当言うと、私が推奨しておりましたので、男性のほうについてもそれがあれば、これはやっていく必要があるかな、私はそう思います。

○議長（小山久利君） じゃ、質問続けて。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ぜひ自治体のほうから、治験にもよるんでしょうけれども、男性のこのワクチンの接種というのを、お伺いを立てるような形でも何でも結構ですから、これは女性だけではなく男性の側の問題でもありますので、もし接種がオーケーということであればいいことですから、ぜひ推奨していつてもらいたいなというふうには考えています。

では、次の質問です。

八幡川の水量の増減が分からないというようなことがありますけれども、この原因に関して究明を行うかということに関して回答を。

○議長（小山久利君） ちょっと正確に質問の内容を。

1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） では、再度質問をします。

水量の増減が分からない河川があるようです。これの原因究明を今後行っていく考えはあるか、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 質問にお答えいたします。

1 級河川八幡川ということが出ましたのでお答えしますが、1 級河川についてはご存じのとおり県が管理しており、渋川土木事務所が本年 5 月社会資本総合整備事業で、豪雨等により頻発、激甚化する河川の急激な水位変化の計測に特化した危機管理型超音波式水位計並びに刻々と変化する河川の状況を昼夜問わずカラー映像で見ることができる簡易型河川監視カメラを、村の要望により八幡川及び唐沢川に設置しております。これによって今議員が心配されていたリスクが少し軽減できたかと思えます。

また、今後も 1 級河川、普通河川問わず、職員が安心・安全のため巡視を強化してまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 榛東村ではかなり水の量が少ないというふうに以前から言われているようなので、農業用水、飲料水と、かなり水に関しては気を使ってきている、そのように考えています。

今後も水に関して増水があった場合の対応等々も含め、きっちりやっていただきたいと考えています。

では、3 番目の質問に移ります。

利水池及び治水のための調整池、遊水池等で増水が懸念されるときに事前放水をしているかどうか。現在の事前放水の運用の内容について、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、ご質問にお答えします。

利水池とあるのは、水がある目的に利用するためのため池であり、本村に点在しておりますため池などはこの利水池に当たるかと考えます。

これに対して、治水池、こちらは台風や豪雨などで河川が増水または洪水、氾濫が生じないように河川の流量を管理するためのため池となります。

治水並びに利水を目的とした施設にあっては、群馬県内ですと矢木沢ダムなどが挙げられます。ダ



ムなどは冬季の降雪量などにより春先の雪解けの河川増水に備え、事前に放水することで対応し、下流河川の急激な増水を予防することに寄与する。また、梅雨時期には、河川の増水また台風等によつての降水量の増加などが予想されるときにおいても、事前に放水することで対応されるものと考えております。

また、埼玉県や東京都の県境を流れる荒川などでは、荒川第1調整池などで豪雨や台風による河川の増水に対応する施設として、河川増水時は調整池に一時的に貯留することで、下流の増水を低減する働きなどを持っております。

しかし、本村にあるため池では、豪雨時によりため池に流入する雨水が増加した場合、堤体から越流しないように洪水吐という施設をため池に設置しており、各池で洪水吐の構造上、池の建設時に既に堤体から越流することのないよう、満水時の降雨量に対応した形で越流処理がされております。このため、本村でのため池では豪雨等の予報が発令、または予想される際でも、ため池の事前放流等は実施しておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では、次、4番目の質問に移ります。

消防署の移転による火災及び緊急搬送で、入電から現地到着までのレスポンスタイムの変化は、今現在、どのようになっているのか。

また、複数の火災及び緊急搬送があった場合の管内外の応援体制はどのようになっているのか、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 消防署というのは、南分署でよろしいでしょうか。

○1番（齊藤将史君） はい。

○総務課長（清村昌一君） はい。そうしましたら、平成26年度に渋川広域消防本部におきまして、常備消防力適正配置調査が実施されております。この調査結果に基づいて、渋川広域管内全ての消防署所について適正な配置が検討され、その結果、南分署が現在地に移転をしているということがございます。

入電からのレスポンスタイムということですが、当然そこが最重視された検討となつてございまして、消防ポンプ車につきましては7分半、7.5分以内に到着できる消防指標を最大とする配置となつてございます。

また、救急車につきましても調査時点で平均で7.1分であったということがございますけれども、こちらについては再配置後においても維持されているということがございます。

運用効果を市町村別で見ますと、渋川市は僅かに低下をするということでございますけれども、本村、吉岡町においては向上するということになってございます。

それから、複数火災等の対応ということですが、これは当然管内の最寄りの消防署所から応援が来るということございまして、広域全体でカバーをするということでございます。

また、さらに大規模かつ広域な災害になった場合には、群馬県下一致団結して対応するというところで、さらにそれを上回る広域となった場合には、全国の消防機関が相互で応援をするということでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 連絡をした当事者にとっては、一刻も早い対応が望まれるというふうなことで考えておりますので、日本の消防庁緊急対応は世界トップクラスですので、引き続きの対応をお願いしたいと考えています。

では、次、5番目の質問に移ります。

現在、地震につながるような活断層、断層が榛東村にあるのか。これは隠れ断層ということが最近取り沙汰されています。このような隠れ断層があるのかないのかというのを実際にはお聞きしたいんですが、隠れ断層ですからあるかどうか分からないというのが大前提ですので、ここまで回答できるかどうかは分かりませんが、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お話のありました隠れ断層というのは、まさに隠れているということでございますので、それがあつかないかということについてはちょっと答弁はいたしかねます。

また、村の地域防災計画の中で、地震の関係のところ活断層の記載がありますけれども、村内を縦横断するような断層はないということでございます。

群馬県内ということで申し上げますと、6つほどあるということで、その中で一番大きなものが埼玉県から群馬県にかけて関東平野北西縁断層帯主部と、それと平井・榎挽断層帯からなる関東平野北西縁断層帯が存在するというところでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 最近、群発地震に近いような地震あるいは海底火山の噴火等々、自然災害につながるような大規模な現象が起こっています。あったときに何も対応できないでは、自治体としての体を成していないのと全く同じであります。ぜひ今後とも災害対応については注力してもらいたいと、そのように考えています。

では、次、6番目、災害被災時に地元自衛隊から優先対応を受けられるのか。これは質問の内容が

劣後対応というようなことも含めて執行のほうには質問をしたんですが、劣後対応という文言がちょっと抜けておりますので、取りあえず劣後ということはないとは思いますが、優先対応が自衛隊のほうから榛東村には確実にあるのかどうか、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 災害派遣の要請につきましては、都道府県知事の権限でございます。本村に限らず全国基地が所在する市町村でございますけれども、本村に限らず基地所在市町村が優先的に対応してもらえるということはありません。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 自衛隊の師団というのが榛東村にはあるということで、ある意味においては優先対応されるのかというふうに私は考えておりましたが、実際にはそのような対応は法的にはされていないというふうなことで理解をしていいのかどうか、課長、回答を。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 陸上自衛隊ですと司令部、師団と旅団とございまして、本村は第12旅団ということなんですけれども、その中、師団と旅団合わせて13ございます。その司令部が全国北海道から九州まで置かれていると、本村は第12旅団の司令部が置かれているということでございます。それ以外にも演習場であったり駐屯地だったり分屯地だったりということが陸上自衛隊に関しては全国にあるんですけれども、そういったものを含めましてそういった自衛隊の施設が所在しているからということをもって災害時に優先的に対応してもらえるということはありません。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では、次の質問に移ります。

7番目の質問で、太陽光発電施設が点在しておりますけれども、榛東村内に。被災地時には緊急非常時電源確保のために、対策として東京電力と利用のための交渉は行っているのか。つまりは、せっかくソーラー発電システムが榛東村内に点在しているので、これを送電網、東京電力管内ですけれどもこの地域は、その送電網が災害によってダメージを受けた場合、発電所から直接榛東村に送電できないような状態になった場合、緊急非常時電源として榛東村内にあるソーラーシステムから直接電源を確保するというようなことはできないかということでこの質問を設定しました。

東京電力との、取りあえず協定という形にはなるのですが、そういった堅苦しい協定というのではなく、取りあえずのところ東京電力、事業者に対して、公共性の高い事業者ですから、自治体として東京電力にソーラーシステムから直接電源を引っ張ってこれないかということをお知らせする

ということはいかなるのかどうか、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 質問の通告をいただきまして、東京電力のほうに確認をさせていただきました。送電施設が被害を受けた場合ということですが、これは物理的に不可能であるということでございます。

非常時に使用するためには、別に自営線、自分が営む自営線というのを敷設しておく必要があるということでございます。この自営線を敷設した場合には、電力会社の売電が行えなくなるということだそうです。

また、太陽光発電は一般的に安定供給は期待できないということでございます。夜間であったり曇りであったりというところでは安定的に供給ができないということですので、非常時に切り替えて使うということはいささか困難であるということでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） この質問は様々なことを示唆、内包しています。つまり、公共性の高いセクターに関わる事業者、電気、通信あるいは水道、ある意味では5大公共料金というセグメントに関わる業種です。

実際に例えば電話の電波塔が災害を受けた場合、被害を受けた場合、そういった場合においてもアンテナ車を手配してもらい、それによって携帯電話の通信網が確保できるということも考えられます。

これは公共性に限ったことなんです、そういった分野に対して、今現在、業種や事業者に対して協定が結ばれているものがあればぜひ聞きたいと考えています。関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 通告にございませんでしたので、ちょっと細かい資料を持ってきていないんですけれども、東京電力であったり、あとはNTT、そういった事業者とは当該事業者からリエゾンを派遣してもらいというようなことを協定で決まっている。リエゾンと言いまして、東京電力の社員あるいはNTTの社員が、こちらがそういう事態になれば災害対策本部が設置されておりますので、そういったところに職員を派遣して対応していただくというような協定は結んでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ぜひ引き続き災害対応に対して打てるだけの手は全て打っておいていただきたいというふうに考えています。

では、次の質問です。

8番目、現在、公用車の中で緊急非常時電源として利用できるような蓄電装置内蔵のハイブリッド車、電気自動車が、今現在、榛東村に何台あるのか、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 現在、公用車の中で非常用電源として利用できるような電気自動車等はございません。

災害時の避難所等で電気が求められるというようなことは承知しておりますが、議員が言われるような車両はまだ価格も高く、電源を確保するという観点からならば発電機を準備したいと、このように考えております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） この8番目の自動車の導入に関しては予算もあることですし、今現在、物価上昇というようなことでインフレになっている、このような状況下でまだまだ導入は考えられないと私は考えますけれども、今後、クリーンエネルギーということが言われていますので、そのような分野から補助金がもし出るようであれば、率先して導入のほうをお願いしたいというふうに考えています。

では、次、9番目の質問です。安価なポータブル太陽光発電機・ポータブル蓄電器の導入について。

私は、安価なポータブル蓄電池ですとか、発電機ですとか、蓄電器、大体約2万から3万程度で導入できるというふうに私の調査では結果が出ていますけれども、これも予算に関わることですので、すぐに導入できるかどうかというのは疑問に思っています。この導入に関して、関係課長、回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 本年度、令和4年度の予算で各地区のコミュニティセンター、21自治会のコミュニティセンターのほうにポータブル蓄電池、それと折りたたみソーラーパネルを導入することで予算化をしております。これは自治会連合会が事業主となりまして、群馬県市町村振興協会の補助金を活用して整備をするというものでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） これまで私の質問としては大きなテーマでリスクマネジメントとダメージコントロールということで9つの質問を今回はしました。皆さんもご存じのように、リスクというのはその時代、その背景、状況によってどんどん変わってきます。昔はリスクと見なされていなかったものが、今ではリスクというふうに見なされているものもかなりたくさんあります。

なおかつ、以前にも話しましたがけれども、私は理科系の人間ですので、全てのリスクというものは

必ず計算ができる、これはいさぎではありません。ある意味においてモデルという概念がありますが、そのいろいろな条件、状況を設定することによって、様々な、例えば経済モデル、政治モデルあるいは国際管理モデル、そのようなことがどんどん無限につくることができる。その中身は関数ですとか、パラメ、変数、定数、演算子あるいはその状況その時々に応じた何を重点に考えるか、それによってどんどん内容が変わり様々なモデルを作るということができるんです。

実際に、今現在、物価上昇という形でどんどん物価が上がって、これは行政の予算にも関わってきますけれども、ある公共施設を建設するに当たって資材が上昇すれば、その価格変動リスクによって実際には今年度中に建てられるものが来年度、再来年度まで延長される、引き延ばされるというようなことにもつながってきます。これはいわゆるリスクの一つになってくるというふうに考えておりますが、実際に、皆さんもご存じのように、インフレというのはディマンドプル、コストプッシュ、それともう一つ、通貨供給量が多く、大まかに分類するとその3つの原因によって物価の変動が起こされるというふうに考えられています。

実際には、要因としてそのほかにも、先ほど冒頭で村長も発言しておりましたが、カントリーリスク、戦争リスクですね、そのようなことでその地域の生産物が各国に輸出されない、そこで生産されたものが滞ってしまって物価が上昇するということが発生してきます。現実にはそれは今現在起こっておりますが、そのようなリスク等も含め全てのリスクは計算でき、結果、目に見えるような状況になります。

そして、そのリスクかリスクじゃないかの判断は、その時代時代、その当時の、榛東村で言えば、村長に関わってくる判断によるものが大きい。このように考えると、ある意味においては人災ということも一端には含まれてくるように私は考えますが、ぜひとも村長においては様々な情報をキャッチし、アンテナを高くし、それに基づいて何が今現在榛東村の住民のニーズに合致しているリスクなのかというのを、その時々において検証してもらって、今後リスクマネジメント・ダメージコントロールにつなげていってもらいたいと、そのように考えています。

それでは、ここで私の質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 以上で1番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時33分休憩

---

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番(南 千晴君) 皆さん、こんにちは。12番、南千晴でございます。早速質問に入らせていただきます。

初めに、がん患者の支援について伺ってまいります。

がんの対策として重要と言われておりますのが、やはりまずはがんの予防、早期発見でございます。そして、適切な医療体制、さらに、がんになっても自分らしく生きる、尊厳を持って安心して暮らせる、そういった社会の構築であります。本村では、直接的ながん患者の支援ではありませんけれども、平成27年度より血液のがんと言われる白血病などの血管疾患の治療のために、骨髄、末梢血、幹細胞を提供するドナーに対して助成金を出しております。そして、これまでがん対策として、検診等も徐々に充実を図ってくださっております。

そこでまず、本村におけるがん対策、がんの検診等、どのような取組がなされているのか伺います。

2問目以降は、自席に戻り質問させていただきます。

○議長(小山久利君) 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長(安田 睦君) がんを早期発見し、早期治療につなげるための取組ということでございますが、村ではがん検診を実施しております。今年度につきましては、5月末に検診のお知らせと受診シールを配布し、検診の受け方の周知をしたところでございます。コロナ禍の影響によりまして、検診は予約制にしておりますが、7月中旬から集団検診の予約を受付していきます。予約していただいた方には、受診票などを7月下旬から個人宛に郵送してまいります。

また、大腸がん検診の容器ですが、昨年度までは保健相談センターに希望する方には取りに来ていただいていたところですが、住民の方の負担軽減のために、本年度から希望する方には受診票と一緒に郵送をすることになっております。

集団検診は、総合健診として一度に受けられる検査項目を増やすことで、受診していただく方々の利便性向上を図っております。また、日曜日に検診日を設定し、平日は受診できないという方にも受診しやすい体制を整備しております。また、住民の方に負担がかからないように、全ての検診を無料とさせていただいております。

がん検診のうち、子宮頸がん、乳がん検診及び胃がん検診になりますが、胃の内視鏡検査は個人の予定に合わせて、医療機関にて検査を受けることができる個別検診を取り入れて、皆さんに受けていただけるように取り組んでおります。

○議長(小山久利君) 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 村の検診等の取組ということで、説明をいただきました。

現在、日本人の2人に一人が一生のうちに何らかのがんにかかると言われております。がんは、

1981年以降、連続で死因の1位となっております。そして、全ての人にとって身近な病気で、生命と健康にとって重大な問題であります。このがんの治療には、検査や通院、入院や手術、投薬等の治療など、様々なことにお金がかかります。さらに、抗がん剤治療、放射線療法の副作用による脱毛や、乳がんに伴い乳房切除手術による外見の変化もございます。

女性が罹患する確率が最も高いのが、今乳がんでありまして、9人に一人が罹患するとも言われております。脱毛や乳房切除による外見的变化は、身体的だけでなく、心理的にも負担を生じ、これらで悩んでいる方にとって、ウィッグや胸部補正具などは、日常生活を送る上で欠かせない大切なものであります。しかし、ウィッグや胸部補正具、人工乳房などの身体に取り付ける人工ボディパーツのエピテーゼは、決して安いものではございません。また、専門的に取り扱っている業者も限られております。最近では、このような状況への理解が進み、一部の自治体では医療用ウィッグや乳がん治療で乳房を切除した方の補正具の購入費用を助成する動きが広がっております。県内でも、幾つかの市や町で実施しております。ぜひ、本村におきましても、がん患者が安心して生活をし、療養生活や社会参加がよりよいものになるよう、がん患者への支援として医療用ウィッグ等の助成を行ってほしいと考えますが、そのような考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在、村では今おっしゃったような助成については実施しておりませんが、県内で実施している自治体もあるということです。そちらの情報収集しながら前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 前向きに検討してくださるという答弁をいただきました。これは、私が調べた限りなので、ほかにももしかしたらあるかもしれないんですけども、県内では前橋、高崎、太田、富岡、沼田、桐生、伊勢崎、渋川、館林、大泉、千代田の11市町で実施しているのを、私もホームページ等で確認しました。高崎市では、がん患者だけでなく、がん治療等ということで、がんの治療以外でも脱毛症等が見られる場合は事業の対象となるような内容になっておりまして、金額等助成の内容も自治体によって異なっております。もちろん、上限金額等が定められているところでありますけれども、例えば、医療用ウィッグと胸部補正具共に上限金額が一緒の自治体もあれば、胸部補正具の一つに人工乳房を含んでいて、胸部補正具はまた金額が違う。また、胸部補正具の中の人工乳房と顔面の補綴などのエピテーゼとそういう下着のほうを分けて金額を設定していたり、自治体によって内容が多少違っております。先ほど、課長のほうでも県内の自治体を参考にというお話があったんですけども、できれば充実した内容のものを検討していただきたいと思っておりますが、村長、そのあたりいかがでしょうか。



○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長のほうから前向きに検討したいというような話がありました。私のところにも、県内の市町村の内容について、私も伺っております。それらを聞いて、どういう内容であるか、あるいはその内容についても、費用そのものがその市町村によって大分違う。それを参考に、各市町村は金額等を決めておると思うんですけども、それらも検討して、前向きに検討したいということで、やりたいと思います。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしく申し上げます。

続きまして、不妊症等の治療費の助成について伺います。

本村では、以前より不妊症、不育症治療費の助成を行っておりますが、現在のこれらの助成の内容について、説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 本村では、平成20年4月から特定不妊治療に対する不妊治療助成事業を開始しております。その後、平成27年4月から一般不妊治療と不育治療に対する助成、平成30年4月から男性不妊治療に対する助成を開始しております。

参考までに、制度開始から昨年度までの実績を申し上げますと、延べ約350人の方の申請に対し、2,080万円の助成を交付しております。

助成の内容ということでございますが、特定不妊治療は、群馬県及び県外医療機関の所在する都道府県知事が指定する医療機関において行う、体外受精及び顕微授精という治療に対する助成でございます。村の助成額は自己負担額の2分の1以内の額として、1回の申請につき10万円を限度に通算10回の助成をしております。

一般不妊治療は、タイミング療法、薬物療法等、医療保険各法の適用となる不妊治療並びに医療保険各法の適用外治療、そのうち先ほどの特定不妊治療になりますが、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療をいいます。村の助成は、自己負担額の2分の1以内の額として、1回の申請につき5万円を限度に、こちらは通算5回を助成しております。

不育治療は、生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関において、当該専門医により不育症と診断され行う、治療をいいます。助成額は自己負担額の2分の1以内の額とし、1回の申請につき30万円を限度に通算5回助成しております。

男性不妊治療は、医療機関において行う、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術のことをいいます。村の助成額は自己負担額の2分の1以内の額とし、1回の申請につき3万円を限度に

通算5回の助成を行っております。

年齢制限のほうも村のほうはしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 私も議員になって以来、この治療費の助成につきまして充実していただきたいということで、住民の方の声を届けてまいりました。現在では細かい部分も含めて、そのような声も反映していただき、今のような内容となっていると認識しております。また、村民の方からも、村の助成を利用して本当によかったと、経済的にありがたかったというような声をお聞きすることもございます。不妊治療に関しましては、本年4月から有効性、安全性が確認された治療について、保険適用ということになっておりますけれども、村民の方より、保険適用になると今の助成がどうなるのか、なくなってしまうんじゃないかというような、そういった懸念の声をお聞きいたしました。

先ほど、現状について答弁いただきましたけれども、不妊治療が保険適用となったことによって、今後本村の不妊治療費等の助成制度の影響といたしますか、状況が変わるのか、そのあたりについてお聞かせ願います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 特定不妊治療に係る助成事業ですが、県が行っている事業につきましては、4月から保険適用になったことで、治療に対する助成が廃止になると伺っております。ただ、令和3年度から引き続きの助成については、県のほうも令和4年度については助成が続くというふうにも伺っておりますが、村としては、引き続き実施できるようにしていきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 引き続き実施していきたいということで、安心をいたしました。報道等では、やっぱり保険適用に伴って国や自治体の助成金が廃止されたため、かえって自己負担が増えてしまうようなケースも出てきているような、そういった内容も報道の中でありました。村のほうでは手厚く不妊治療費等の助成ということで、県の対象とはまたさらに充実させたもので、先ほど課長がおっしゃったように、年齢制限等もないような状況でやっていただいておりますので、ぜひ引き続き、充実した内容でこの制度を継続していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。一応、今年度は予算がついておりますけれども、来年度以降も継続していくような考えであるということで、認識してよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、南議員のほうからもありましたけれども、保険適用になったことで、県のほうはこれで廃止するということですが、村としては、現実問題として、これから上がるというようなことは、ちょっと我々も心苦しいということで、過日、これからもこれについては実行していこうということで、内部では決めております。その方向でやっていきたいというふうに考えています。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ありがとうございます。

続きまして、民設民営保育園が開設されるまでの待機児童対策について伺います。

まず初めに、現在の待機児童、潜在的待機児童の状況について、説明を求めます。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村の待機児童、それから潜在的待機児童の状況についてお答えをさせていただきます。

本年4月1日現在の待機児童数は1名で、年齢は2歳児でございます。潜在的待機児童、こちらは保育園、こども園の入所申込みを提出されておりますが、現在は求職活動中、お勤め先が決まっていないなどの理由により、潜在的待機児童というふうにさせていただいておりますが、この潜在的待機児童の人数につきましては8名。年齢別の内訳にしますと、0歳児が2名、1、2歳児が4名、3歳以上児が2名というふうになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 次に、現在の、今年の4月といたしますか、本年度といたしますか、現在の村内3つの保育園、こども園の入所の状況、そして管外保育の入所状況について、説明を求めます。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） こちらも本年4月1日現在の状況でお答えをさせていただきます。

まず、村内3園、これは保育園1園、こども園2園における入所状況でございますが、3園の定員合計375名に対し、定員を大幅に超える現在448名の入所状況となっております。

続いて管外保育、こちらは村外の保育園やこども園へ入所している児童の数でございますが、こちらにつきましては、現在35名が管外、いわゆる村外の保育園やこども園に入所している状況となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 待機児童等の状況、また村内の3つの保育園、こども園の入所状況、管外保育の入所状況について分かりました。

昨年12月に開かれました定例会の一般質問について、民設民営の新保育園の開所に関しまして、いつ頃になるのかと伺ったところ、数年かかるという考えでいるが、これから詳細な計画を立てているところで、定員等も決まっていないため、この場ではお答えできないという回答をいただいております。その後、開所予定の時期など、ある程度めどがついたかどうか、進捗状況、進展等がございましたら説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在も民設民営の保育園、村内に建設を計画されている、したいという方との協議を続けているところですが、この事業主さんと村との共通の目標ではございますが、一応開所の目標として、令和6年4月1日の開所を目指して協議、相談を続けているところでございます。

先月、村の子ども・子育て会議を開催しまして、その中で、やはり村の待機児童の状況、そういったものをご説明しながら、この事業主さんにもオブザーバーとして出席をしていただき、建設に係る必要性などについてもご説明をし、委員の皆さんからも意見を出していただいたということで、当然、村内3園の園長先生方もそちらに出席をいただいておりますが、協力していく方向で進めましょうということで、お話しをいただいているところです。なので、令和6年4月1日開所を目指していきますけれども、これにはまだまだ庁舎建設に係る土地や建物の計画もそうですが、事業主さんの一つの目標としまして、社会福祉法人を設立して保育園の運営をしていきたいという目標もありますので、そちらにつきましても、現在県と事前協議が始まったというふうに伺っているところです。現在の進捗状況につきましては以上となります。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今、協議を続けているということで、開所の時期等は令和6年4月1日を目指しているということが分かりました。先ほども待機児童、潜在的待機児童、また管外の保育所の入所状況ということで、説明いただいたんですけれども、ここ数年待機児童と、また村内3園の園も定員以上、120%以上に近い数字で入所していただいております、さらに管外のほうにも行っているというような状況が続いております。令和6年といいますと、まだ2年近くあるということでありますけれども、やはり、その間の対策というのも非常に重要だと思っております。開所の予定までの

間の待機児童対策に関しましては、どのように考えているのか説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 待機児童対策につきましては、これまでと同様の対策にはなるんですけれども、村内の保育園、それからこども園、また村立幼稚園とも連携、協力をしまして、待機児童解消に向けた協議、それから取組を行っていきたいと考えております。またこの間、入所が保留となっている児童の保護者に対しましては、児童の保育先が決定するまで相談や対応を引き続き行っていく予定でございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） もちろん、個別に丁寧な対応を引き続きやっていただきたいと思っているところでありますけれども、以前から質問をさせていただいております、先ほど課長のほうからも村立の幼稚園との連携も大事だというお話がありましたけれども、村立の幼稚園ということで、特にならし保育、預かり保育が始まる時期、ならし保育の期間について課題があるということで、これまでも質問等をさせていただいております。1年前の6月定例会においてもこの質問をさせていただいております、村長も答弁いただきまして、幼稚園は定員割れをしていて、預かる時間というのも検討しながらやっていきたいというようなお話もありました。

今年度に入りまして、幼稚園の保護者の方より、議会で取り上げてもらったんですけども、なかなか3歳児のならし保育の期間や預かり保育実施までの期間が今までと同じ状況で、4月、5月の2か月間仕事ができないというようなお声をいただいております。さらに、コロナ禍のためか、春休みの預かり保育が以前より2日間、できる日が減ってしまって、仕事を休まなければならない日が多くなってしまったと。非常に困っているというような声も出ております。皆さん、やはり通っている子供たちも踏まえて、保護者の方もお子さんも幼稚園のことが大好きですし、幼稚園の保育に関しましても共感し、それに対しては理解しているんですけれども、ただ、やはり仕事との両立が難しいといった状況がそこにはあるのだなと、改めて私も感じたところであります。かといって、保育所にとって、それなら、仕事するなら保育所にとって思うかもしれないんですけれども、先ほど課長からもありましたけれども、村内の保育所はいっぱいの状況でありまして、管外にかなり行っているというようなことでございます。

新保育園ができるまでということに限らず、その後も関わっていく課題だと思いますけれども、この村立幼稚園のならし保育、預かり保育を実施できるまでの期間等に関して、検討して下さっているとと思うんですが、そのあたりの検討の状況、分かりましたらお答えください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。

現在は3歳児において、5月の大型連休後までのならし保育期間を設定し、11時降園としています。その後ですけれども、今年度は5月9日から13時降園、18日から他の園児と同様14時降園としています。幼稚園としては、どう幼児がより良い育ちをしていけるかということをお大切にしていきたいというふうに考えております。これまで主に家族との関わりの中で生活してきた幼児にとって、園での生活は初めての集団生活で、大きな環境の変化となります。家族に代わる存在として先生の存在を受け止め、安心して集団生活になじめるよう、ならし保育期間をお大切にしています。4月後半にならし期間を終えることになると、5月の大型連休を経て家族の愛着を確かめ、その分、その後の園での生活に戻ることが難しくなることが懸念されます。そのこともあって、3歳児においては、5月の大型連休後までならし保育期間としております。

ご家庭の都合により、通常の時間を超えて保育を希望するご家庭には、事情を丁寧に伺いながら、必要に応じて預かり保育を実施しているところです。そのために、村費により預かり保育教諭を4名、早朝預かり保育教諭を2名任用して対応しているところです。ならし保育の期間については、幼稚園の今後の在り方について、幼稚園在り方検討委員会で総合的に検討することとしています。今後の幼稚園の在り方については、保護者のニーズを捉え、子どもたちのより良い育ちに向けて、どのような対応が必要なのかを引き続き慎重に議論してまいりたいと考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 在り方検討委員会のほうで、保護者のニーズを捉えということで、お言葉をいただきました。やはり定員割れという背景には、共働きの方が増えているということでの幼稚園に対するニーズが減ってきているというのもございますので、しっかりと、やはり保護者の就労状況等々を含め、今預かり保育を利用している方は、やはり必要だから利用されているんだと思いますので、そこも踏まえて検討をしていっていただいて、ぜひ来年度には、その結果等を踏まえた対策をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、ごみの減量化について伺います。

まず最初に、生ごみ処理容器購入費補助金について伺います。

本村の生ごみ処理容器の購入の補助なんですけれども、榛東広報やホームページを見ても生ごみ処理容器という言葉しかありません、それだけ書いてありまして、対象の容器の詳細みたいなものがない状況であります。もちろん、電動のものは対象外ということは書かれているんですけれども、広報のほうには緑のコンポスターというか、コンポスト容器といいますか、その写真と一緒に写っているという、そういう状況なんですけれども、要綱を見ると、家庭から出る生ごみをということで、こういう容器だよというのが指定されているわけでもありますけれども、ほかの自治体を見ますと、具体的にコンポスト容器、榛東で写真に載っている緑のような容器と、あとEM処理容器というのも対象に

なっていたり、最近では、今注目されているキエーロという、黒土を入れてそこの中に生ごみを入れて分解するという、そういったものが対象となっているよということで、具体的な名前まで掲載している自治体、絵まで含めて説明している自治体もあるんですけども、本村で対象となる容器というものは一体どういうものなのか、具体的にお答えください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 生ごみ処理容器についてのご質問でございましたが、議員からの質問の中でもございました、村の生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の中に、生ごみ処理容器について定義がございます。それによりますと、生ごみ処理容器とは、家庭から出る生ごみを土中の微生物や細菌、小動物の働きを利用して脱水、分解することにより減量化し、または堆肥化することを目的としてつくられた容器というふうになっております。このことから、村の要綱では、屋外に設置されるコンポスト、コンポスターを補助対象としているというふうに、今解釈しているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） そうしますと、課長の説明だと、EM処理容器とかは対象外になるのかなというような、今認識なんですけれども、要綱にある部分と、結局EM処理容器も、台所とか、もちろん土のところへすぐ設置しなくても、たまたま土に入れて混ぜて、最終的にそれを堆肥として土を、という話になるので、すごく分かりづらい部分があるなと思っております。なるべくといいますか、やはり分かりやすいもので補助金の案内等をしていただきたいと思っているんですけども、この事業は電動型はそもそも補助対象外ですよというふうになっているんですが、電動型が補助対象となっていない理由を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） この補助金は平成24年度から開始をされたものですが、当初の要綱を設置したときに、そもそも電動の処理容器は想定していなかったというふうに思われます。その後、議員がおっしゃるような様々な生ごみ処理の機械や容器が出てきてまいりまして、村としては、ずっと要綱の改正等を行わず来ているという状況かと思えます。ここ数年、この補助金の利用が増加傾向にあるということもありまして、また生ごみに含まれる水分が減りますと、それも減量化につながるというお話もありますので、これにつきましては、もう一度他自治体の交付要綱なんかも参考にしながら、また検討していきたいというふうには考えているところです。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 電動のほうが入っていない理由についてはお答えいただいたわけでありませうけれども、現在の生ごみ処理容器の補助は、土中という説明でありますので、やはりコンポスター、コンポストを置くことができる庭だったり畑だったり、そういった場所がある人のみが利用できる補助金でありまして、住宅の事情によってコンポスター等を置けるスペースがない方、アパート等の方は利用できない補助制度であります。年々、本村もアパート等も増えてきておりまして、そういった現状を考えると、やはり誰でも利用できるような、生ごみを減らす、ごみを減量化、そして生ごみを減らす取組を誰もができるような制度に、やはり変えていただきたいなと思っております。

さらに、自治体によっては小枝粉碎機も、小枝も、榛東も葉っぱもそうですけれども、燃えるごみの中に入れて出されますけれども、小枝粉碎機にして、細かくしたらやっぱり土と混ぜることで堆肥になるということで、そういった小枝粉碎機も生ごみ処理機器の一つとして補助しているところもありますので、そのあたりも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長(小山久利君) 真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 内容については、私も電動式とかそういうものについて、話を聞いております。その中で、今、南議員がおっしゃった機械類をどこでも使えるようにというようなことなんですけれども、やっぱりそれは、これからよく調べてみますけれども、臭いの問題とか置く場所の問題、例えばアパートとかそういうところで、それがあのかどうかとか。そういうことも、その点私もまだよく聞いていないんですけれども、そここのところの、特に臭いの問題はどうなっているのかどうか。これはよく調べてみないと、ただやったことがよかったかどうか。このコンポストの問題については、大分前に始めたんですけれども、一時的には年間通して一件もそれだけのものがなかったということで、1回やめた経緯もございます。最近について、これらが理解されて出てきたということと同じように、電動式のものはどういうものかいいか悪いか、それらを検討して進めたいと思っておりますので、この場においてはまだこれをやるとかやらないとか、私の口から言えませんので、ご勘弁を願いたいというふうに思います。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 生ごみ自体は、本当に生活をしていけば毎週毎週出るものでありまして、ほかで処理できない限り、榛東村では燃えるごみで出続けるものであります。やはり少しでも減らしたいということで、村のほうも真剣に考えてくださるのであれば、そのための活動や、そういった助成等を行う必要があると考えております。周知、いろんなやり方もあると思うんですけれども、ただ補助金をやりますよという、補助金がありますよというだけでなく、このものでどうやって生ごみが減らせるのかとか、そういう方法とか、そういった生ごみを少なくしようという取組の仕方まで、丁



寧にホームページや広報で働きかけている事例もありますので、そういった周知はしっかりと引き続きやっていたいただければと思います。

続きまして、リユース、リサイクルの取組ということで伺います。

本村も様々なリサイクルに関して取り組んでいるところでありますけれども、やはりリサイクルだけではなくて、やはりリユースというのも非常に大事だなというように考えております。このリユースに関しまして、ほかの先進自治体を見ますと、物を大切に作る取組として、使える物で不用になった物をすぐごみとして捨てるのではなくて、ほかの人にとっては不用でないかもしれない、使いたいと思っている物もあるかもしれないということで、それをある場所に集めて必要な方にリユース、再利用していただくという取組をしている自治体がございます。

本村の粗大ごみ収集日に搬入場所に行きますと、正直まだ使えそうな物もあるなど、もったいないなど感じるような物もありまして、そういった物もごみではなくて、まずはリユースしていただく。リユースできる環境を行政としてつくるというのも大切な役目だと思っております。リサイクルイベントでは、衣類のリユースに関してはエコフェスタ等でやっていて、ここ数年コロナの関係で中止となっておりますけれども、衣類だけでなく、ほかの物を含めたリユースの取組というのを先進的な事例の自治体を参考にして実施していただきたいなと思っておりますが、このあたりについて、村はどのように考えているのかお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村のリユース、再利用についての取組、また環境整備というご質問でございましたが、議員の質問の中でもありましたように、村はこれまでもエコフェスタというイベントの中で、リユース市としまして各家庭において不用になりました衣類やおもちゃをはじめ、電化製品や小型の家具などを提供していただき、それらを必要とする方にお持ち帰りいただくという事業を実施してきたところです。そのほかにも、教育委員会のほうの管轄にはなるんですけども、学生服や学校のかばんなど、そうしたものも現在資源ごみストックハウスで回収させていただいて、必要な方に提供していくというような事業も実施をしてきているところです。粗大ごみのお話でございましたが、収集業者さんからも、まだまだ利用できるような物が出されているというお話も伺っているところです。また、こちらにつきましては、村としてどういう収集や、そしてまた処分といいますか、ができるかということ、やはり村の自治会長さんや環境美化推進協議会の役員さん等とよく検討して、研究をして、村にどんな形でやっていくのがいいか、そういったものを一緒になって考えていきたいというところで、まだまだこれは研究が必要なものだなというふうに今感じているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 現在、榛東村も渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場に、榛東村で出されたごみも処理場で燃やされて、そこに最終的には行っているんですけども、最終処分場が今度吉岡町になるということで、吉岡のほうでは、最終処分場候補地の選定のための検討を今進めていらっしゃるということでもあります。平成18年の渋川市の合併を受けて、平成20年2月に構成3市町村で最終処分場の用地選定順位を渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村というような順番になるということで、協定書が締結されております。現在の最終処分場は渋川市のエコ小野上処分場でありますけれども、次は吉岡ということで、今その用地の選定がありますが、いずれは榛東にも順番は来るということで、やはり少しでもごみを減らすということが、今の子どもたちやこれからの将来を担う子どもたちへのプレゼントになると思います。引き続き、やはりリユース、リサイクル、そういったものをしっかりと村として、たかが一村、されど一村ということでもありますけれども、できることを考えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、香害について伺います。

香害ということでもありますけれども、こちらは化粧品や香水、合成洗剤、柔軟仕上げ剤などに含まれる合成香料、言わば化学物質の匂いによって、不快感や健康への影響が生じることをいいます。また、合成香料から化学物質過敏症が誘発されるとも言われております。香りの感じ方は人それぞれで、自分にとって快適な香りだとしても、ほかの人にも同じように快適に感じるとは限りません。

近年、国民生活センターには柔軟仕上げ剤の匂いがきつくて頭が痛くなるなどの相談情報が毎年130件から250件ほど寄せられているということでもあります。国も、昨年8月に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5つの省庁連名で、香害に関するポスターを作成しております。この香害について、村は認識しておりましたでしょうか。

○議長(小山久利君) 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長(村上 誠君) 住民生活課では、これまでに農業に起因する堆肥や肥料に関する臭気、それから畜産業や養鶏業に起因する臭気に対する苦情や相談を受けた例はありましたが、議員が先ほどおっしゃったような香害の相談や苦情を受けた例はありませんでした。あと、村の認知という部分につきましては、先ほど議員がおっしゃったような、厚生労働省等で作成したリーフレットなどによって、柔軟剤などの香りでも体調を壊したり、また不快に感じたりする香害があるということは認知をしていたところです。

以上です。

○議長(小山久利君) 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 認知していたということでもありますけれども、まだまだ知らない方もおら

れます。そういった中で、自治体として独自でポスターを作成したり、国が作成したポスターに似たような内容だったりするんですけれども、ホームページ上で香害についてや化学物質過敏症などの情報提供を行っているところもありまして、本村でもこのような周知をしていていただきたいと思っているところでもあります。

また、保護者の方からもやはり学校の給食着の柔軟剤の匂いが気になると。やっぱり子どもが気にしていると。また、保育園とか幼稚園とか、園で使った洗濯物の中に、柔軟剤のような匂いが、自分の家では使っていない匂いが混ざってきていて、すごく気になるというような声を、私も同じ子育て世代として聞くことがあります。特に、公共施設や学校、保育所、幼稚園など、集団生活をしている場所においては、個人では本当に防ぐことができないものでありますけれども、やはり、そういう化学物質によって、化学物質過敏症などを誘発するということもありますので、社会的なやっぱり配慮や理解が必要だと思いますが、それも踏まえて、村として周知をしていただきたいと思いますが、その点に関してはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） これにつきましては、村の広報紙やホームページ、また給食着のお話もありましたので、教育委員会事務局とも相談をしながら周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を2時5分といたします。

午後1時50分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位4番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 改めまして、皆様こんにちは。2番の須田仁美でございます。傍聴席の皆様におかれましては、午後のお忙しいところ、お足元の悪い中、お越しいただきありがとうございます。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

早速ですが、1問目の質問です。

村の自然豊かな榛名山麓の山林や、村の田畑を守る仕組みや取組についてを質問いたします。多くの野生動物が生息し、関東平野や富士山までも見渡せるともすてきなところに位置する榛東村。榛名山麓の豊かな自然と山林は、次世代に残していきたい大切な村の財産です。

そこで（1）です。

水源の涵養、土砂災害等の防止、自然環境を保全する目的などを有する保安林についてですが、榛東村の保安林の機能はどのようになっている、規模はどの程度であるのかお伺いいたします。

以後、自席に戻り、順次質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは最初の質問にお答えいたします。

保安林についてでございますが、保安林の主な整備の理由につきましては、地形が急峻で急流が多く、人命や僅かに開けた土地で営まれた水田事業を自然災害から守るなど、そういった目的の下、古くから大きな課題を要し、整備されてきたものでございます。近いところでは、明治40年、保安林における皆伐禁止の規定等が定められ、その後、何度か整備、法改正等が行われ、昭和37年、森林法が改正となり、指定施業要件の指定、保安林における植栽の義務等が明記されたところでございます。

なお、保安林につきましては、保安林を設置された場合には、保安林の標識設置、台帳調整及び保安林の適正な管理などの規定が追加されております。

なお、本村における保安林でございますが、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等、それから保健保安林の4つの保安林に定められており、面積としましては383ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しいご説明ありがとうございました。

山間部斜面に位置する村であるからこそ、保安林は村民の安心・安全のための大事な役割であると思います。村内の川の動きや水脈への影響、二酸化炭素の吸収源としての機能、山の生物の保全など、森林の有する多面的機能を長く将来にわたって持続的に発揮させていくことが、私たちに課せられた重要な課題です。そのような増えるニーズに対応すべく、保安林の見直し等はされていますか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 保安林の見直しでございますが、保安林内での整備、利用等があった場合には、保安林、流木等の伐採等につきまして、都道府県知事の許可または届出等が必要となります。保安林では、その機能を維持するための土地形質の変化に制限が設けられており、土地の開墾や整備、整地、掘削などの形状変化、また家畜等の放牧、流木の損傷などを行う場合、許可が必要となります。また、保安林以外の山林においても、事業等を行う場合にあっては開発される面積や内容等により、制限や届出、許可手続が必要となる場合があります。保安林から外される可能性について

は、国や県において、保安林指定の必要性がなくなった場合や公益性を伴う開発などがある場合に、必要に応じ、保安林から除かれるケースがございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 現在の杉等の人工林は、人手が加わらないと水源の涵養のシステムも機能しにくいと聞きました。適度に間伐をし、光を地面まで届けることで草などが育ち、水源の涵養機能も増すということです。村の主要河川の水量減少には、徐々に蓄えられなくなっていた山の総保水量も影響しているのではないかと、個人的には推測しております。自然淘汰されて出来上がる原生林との違いは明らかで、元に戻すことは簡単ではありませんが、今後更新の時期等には、新たな保安林のニーズに合った、本来の水源の涵養機能を十分に持った山林づくりの計画をお願いいたします。山の保水力が変わってくると、保安林の必要面積も変わってくるかもしれません。ぜひ、調査研究のほうを考えていただけると幸いです。

次に、（2）群馬の発展を支えている各地へ安心・安全な水を届ける群馬用水ですが、今回は村の基幹産業としての農業を守っていくための農業用水について質問いたします。

村の多くの田畑に一年中安心・安全な水を給水できる群馬用水について、どのような仕組みであるか、供用開始からの経過年数と今後何年先までの利用を見越した計画が立っているかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それではお答えいたします。

群馬用水とは、矢木沢ダム、奈良俣ダムなどを水源とし、農業用水と水道用水を供給している施設でございます。水資源開発公団、現在の水資源機構が昭和39年3月に工事着工し、昭和44年6月に幹線水路の完工式、通水式を行い、昭和45年4月から管理業務を開始しております。農業用水としては、赤城山南麓及び榛名山東麓の7市町村、約6,300ヘクタールの農地で利用されており、水道用水は県央地区の8市町村で使用されているものとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 水源地からは、近くまでは管を通して運び、近くで表層の流水となるため、汚染物質の影響が極力受けにくい、村内の畑には影響が少ないということが分かりました。安心いたしました。大きな修繕は県で行うと思いますが、榛東村で受け持つ保全、修繕の範囲についての計画はどのようになっていますか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 本村に流れております榛名幹線でございますが、こちらにつきましては流下する形で水が運ばれてきており、本村の高区にポンプ発送をされております。ポンプ発送をされる機械器具につきましては、群馬用土地改良区で管理をしており、そこから自然流下をされている暗渠管につきましては、口径の大きなものについては改良区、小口径のものにつきましては本村の地区で、管理をさせていただいております。なお、各田畑に給水される給水管については、破損状況によって、場所によっては個人負担となる場所もございます。このため、破損等が発生した場合には、関係各所と調整を取りながら修繕をさせていただき、大きなものの修繕、または更新につきましては、改良区が計画をもって実施しているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ものによっては、個人で負担もあるということも分かりました。ぜひ長期的に滞ることのないよう、供給できるように修繕のほう等もよろしく願いいたします。

（3）短いスパンでなく60年、70年先の未来も見据えた持続的な自然環境の保全の計画についてです。

第6次総合計画の柱の一つとなっている、自然と安心・安全を守る村づくり。自然との共生は、日本では先人が太古の昔から守ってきたこの木々と川、山々があるわけで、榛東村も同じです。60年、70年先というと、私たちが生きてはおりませんが、子、孫、その孫の時代までも見据えて計画しないと、今だけ、目先だけでは自然は守り抜けないのです。例えば、大規模な太陽光発電を行うと、目先の売電などでは利益を生むかもしれませんが、稼働時には音も静かで、環境に二酸化炭素を排出しないよい発電方法でしょう。しかし、パネルを生産するには多くの二酸化炭素が排出されてつくられているし、耐用年数が過ぎた運用が終わった後で、廃棄、埋立ての問題などもあります。跡地になったところの利用の方法もまた問題です。別問題ではありますけれども、午前中の生方議員のご質問にありました鉄鋼スラグの問題であっても、未来の榛東村のことを思っただけの施策であったならば起こらなかったかもしれません。どこまで村の自然へ影響が及んでしまうのか、非常に心配なところではあります。

現在の執行では、長期的な自然環境の保全を考慮した行政計画が行われていますか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えします。

長期的な自然環境の保全等を考慮した行政計画ということでございますが、本村におきましては、都市計画マスタープラン並びに10年に一度見直しをさせていただいております村の総合計画、これら

の計画の中で、自然環境についても計画の中に盛り込みをさせていただき、検討させていただいております。これらの計画に基づきまして、各種施策並びに将来の計画等の参考とさせていただいているところではあります。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

都市計画マスタープランにおいても、今お答えいただいた環境共生、豊かな自然環境との共生を前提とした都市づくりの推進という基本的な姿勢を取っておられておりまして、基本目標のテーマの中にも、緑豊かな森林や田園風景は村に託された大きな地域資源であるとうたっていました。ぜひ、常に未来の榛東村の自然を託されていることを念頭に、日々の行政を執り行っていただきたく思います。

次、2番、家庭ごみの分別収集とごみステーションの現状と課題、自治会との連携についてを質問いたします。

まず、ごみの分別収集の現状と課題についてで、令和4年度になって、3月にも一般質問させていただきましたけれども、現在の進捗状況について、分別収集の計画についてをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 本村では、現在渋川地区広域市町村圏振興整備組合が策定した第9期分別収集計画に基づいた分別収集を、広域組合の構成市町村である渋川市、吉岡町と共に実施しているところです。そして、広域組合では、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする第10期分別収集計画を今年度中に策定するため、改定作業を行っております。この第10期分別収集計画の中に、現在実施している分別収集の種類、区分に加えて、令和6年度から新たにプラスチック容器包装の分別収集を開始する予定である旨が記載される予定であるというふうに伺っております。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 令和6年度から、新たにプラスチック容器包装の分別収集開始予定とうたわれているとのことですが、開始に向けての周知や取組をどのようにされていくかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） こちらも、現在、渋川地区広域組合の職員と、それから構成市町村の衛生担当職員によって、プラスチック容器包装等の分別収集開始に向けた協議を行っているところ

です。分別収集の実施方法など、これから決めていくわけですが、その段階で村広報紙やホームページ、回覧などを活用して、周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） （2）ごみステーションの現状と今後についてです。

ごみステーションはどのような管理体制であるのか、まずお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 各地区のごみステーションの設置と管理につきましては、各地区の自治会で実施をしていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ごみステーションは、自治会の管理とのことですが、設置などに村からの補助などはありますか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみステーションの設置に要する費用に対しましては、榛東村環境美化推進協議会から、設置費用に対して1基につき5万円を上限として交付される助成金制度がございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 今お答えいただいた榛東村環境美化推進協議会というものはどのような構成、仕組みになっているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 榛東村環境美化推進協議会の構成につきましては、6名の役員さん、こちらの役員さんは、自治会長さんのOBの方6名の役員のほか、支部長として各地区の自治会長さん、副支部長として各地区の自治会の副会長さんに当たる方によって構成をされております。

また、会の主な事業としましては、村クリーン作戦やエコフェスタの開催、資源ごみや粗大ごみ収集に係る協力、狂犬病予防注射への協力なども実施をしていただいております、村の環境衛生に関する業務の一翼を担っていただいております。



なお、様々な事業に係る費用の財源としましては、村内各世帯から毎年集金をさせていただいている年500円の会費収入と、村からの補助金によって運営をされている団体でございます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

自治会がごみステーションの管理等でも関わってきて、ごみ出しについては、村と自治会との連携も必要だと思いますけれども、現在、行政区から自治会になって数年たっておりますが、どのように違うのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 従前は村内21の地区を行政区として定め、それぞれの行政区に村の規則によりまして、村の非常勤特別職として区長、それと区長代理者、隣組長が設置をされておりました。これが令和2年4月1日から自治会制度に移行し、それぞれの自治会に自治会長等が置かれているということになってございます。

この制度変更の要因でございますけれども、平成29年に地方公務員法が改正をされまして、地方公共団体に置くことができる非常勤特別職の要件が限定的になりました。これによって、行政区長等が村の特別職として設置はできないということになりまして、これを受けて、今お尋ねは行政区から自治会になって、どのようなところが変わったんでしょうかということなんですけれども、実態とすれば大きな変化はないといいたいまいしょうか、区長さんが自治会長さんになり、区長代理さんが自治会の副会長さんになりという職の部分の変更がなされているというところでございまして、従前から、行政区の時代から、先ほど住民生活課長が答弁いたしました環美協ですとか、そういったところは行政区長さんのほうに中心になって運営をしてきていただいておりますので、実態は変わっていないというところでございます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。

よく他地区のごみステーションに捨ててしまうですとか、指定日以外のごみ出し等、お困り事をお聞きするんですけれども、どのような問題があつて、村ではどう自治体と連携して対応されているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほど、議員からも例として挙がりましたが、当課に、住民生活課に各地区の自治会長さんから寄せられる相談として多いのが、やはり指定日以外のごみ出し、それか

ら指定袋に入っていないごみの投棄などがございます。こうした場合の対応としましては、該当のごみステーションについて、職員による確認や聞き取り調査などを行って、ごみを搬出された方が特定された場合には直接指導を行い、特定されない場合では、搬出されたごみに警告するシールを貼って周知をしたり、またごみステーションに注意喚起をするなど、内容の、そういった掲示を行うなど、そういったことを実施してきております。

今後につきましては、引き続き村広報紙やごみ収集計画表などを活用して、ごみ出しルールの徹底について、繰り返し啓発していきたいと思っておりますが、状況の改善がなかなか難しいと、そういった場所につきましては、管理をさせていただいている自治会長さんと相談をしながら、今後防犯カメラの設置等について実施する方向で、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 自治会長さん等とも研究していただいて、マナーの改善を図っていただいているということで、ありがとうございます。

近隣市町村では、ごみ袋に自治会名と氏名などを書いてごみ捨て場に捨てなければいけないなどと、ほかの自治体でもいろいろと施策されているようですけれども、そのようなものを榛東村に持ってきて、榛東村に沿ったルールになるかどうか分からないので、榛東村独自のルール等で、今後もマナーの改善を図っていただきたいと思います。

プラスチック容器包装の分別収集は、開始されるとまたごみが1つ、分別が増えるということで、負担も増えてくると思うんですけれども、回収の開始前に試運用などはお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） プラスチック容器包装の分別収集開始に当たっての試運用というふうなご質問だったと思いますが、先日、村外ではあるんですが、ある自治会で実施している分別収集の状況、ちょっとお話を伺ってきたんですが、やはり、収集できないようなごみを置いて行かれたりとか、出していただいても、無造作に出されたごみを結局役員さんが整理をしている状況、そういったものに大変苦慮されているというふうなお話も伺ってきたところです。先に広域組合の職員と渋川、吉岡、榛東の衛生担当職員で検討しているというふうなお話もしたと思うので、そういった中で、どうした取組が村にとって一番スムーズに行けるか、そういったことを研究していきたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君）　まずは、資源ごみストックハウスでの分別収集を徹底ということで、今お伺いいたしました。ストックハウスでは、分別収集に困ってしまうような特殊な内容のものも収集していただいたりで、各ご家庭の分別収集が楽になると思います。ぜひ今後もよろしくお伺いいたします。

3、村指定の文化財についてです。

（1）村内の古墳などの遺跡について、管理の状況と今後の周知や活用について、分かる範囲で代表的なもので構いませんので、どのような計画となっているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君）　足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君）　村内の主な史跡として、国指定史跡の茅野遺跡、県指定史跡の高塚古墳、村指定史跡の孝経の碑及び富沢文明の墓があります。茅野遺跡につきましては、昨年度末に報告書の刊行を終えたところです。

管理についてのご質問がございましたが、史跡の所在地が村有地ではありませんので、所有者、管理者が管理をすることになっています。ただ、文化財としての修繕が必要な場合ですとか、文化財看板の設置、また周辺環境への整備の助言などについて、整備を進めたり助言を行ったりというふうにしておるところです。

周知と活用についてのご質問についてですが、教育委員会で作成している榛東村の文化財マップにこれらの史跡については掲載されております。また、村のホームページに情報を掲載しています。これらは地域学習の資料として、必要に応じて小中学校へも配布をしていきます。

なお、指定史跡は見学可能となっております、実際に茅野遺跡については耳飾り館で情報提供を行っております。来館されるときに、併せて見学される方も多いうように聞いております。

また、群馬県文化振興課の企画により配布している古墳カードの影響などもあって、耳飾り館で配布中の高塚古墳の問合せも多くなっている現状がございます。これらの指定史跡は、耳飾り館で開催している榛東ふるさと文化財ウォークや教育委員会事務局が開催するノルディックウォーキングなどにおいて見学会や解説会を行い、周知を図っております。

村内の史跡については、村民へのさらなる周知と関心を高めることという課題解決を進めていく必要があるかなというふうに考えております。耳飾り館や教育委員会事務局では、引き続き保全と分析を行うとともに、史跡の紹介、地域の歴史文化に関する資料の紹介、史跡の場所を案内するなどによって、地域文化の普及活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長（小山久利君）　2番。

〔2番　須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君）　いろいろなノルディックウォークですとか、文化財ウォークですとか、皆さんが興味を持つような取り組みをしていただいております。ぜひ、縄文時代後期等に来た昔からの国指定の茅野遺跡や県指定の高塚遺跡などを筆頭に、数多く遺跡がある榛東村の文化財

を、後世に大切に残していただきたいと思います。今後も取り組みよろしくお願いたします。

(2) 獅子舞や神楽などの村の文化財保護の現状と課題についてです。

村の繁栄のために、五穀豊穰を祈った神楽、天水に頼った農業をしていた頃からの雨乞いのために行われてきた獅子舞、桃井村、相馬村の前から続いてきた先人たちの紡いできた大切な村の文化です。コロナ禍で2年もの間なかなか人と人が触れ合って行事を行ってこられませんでした。今、伝承の危機であると言えます。村で把握している現状についてお伺いたします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 本村の指定無形民俗文化財に関しては、例えば常将神社神楽保存会など7つの保存会があります。これらの村指定文化財の保存団体に対して、毎年活動費の補助金と保存事業費補助金を交付し、保存と継承の支援を行っております。

課題ということについてご質問がありましたけれども、保存会では資金不足により、人材の不足、後継者の不足が深刻化しているという話を伺っています。伝統文化への関心を高めるために、獅子舞や神楽を見たり楽しんだりする心を、子どもたちだけにとどまらず大人にも養うことが大切ですが、興味が多様化している昨今ですので、現代生活の中で、地域の祭礼について意識的に関心を向けることには難しさがあるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 興味の多様化の時代で難しい現状があるということですが、異世代の交流もままならないこの数年でしたし、高齢化の問題もあると思います。当たり前ですが、伝える人、伝えられる人があってこそその伝承です。この村の伝承文化を廃れさせては、第6次総合計画の柱の一つでもある人と文化を育む村づくりはかなわないのではないのでしょうか。今こそ、教育委員会、村が主体となって伝承できるように、ぜひ支援をしていただきたい。見学会をしてみたり、生涯学習に笛や舞などを取り入れて、若い世代や子どもまで普及を図るということもいいかもしれません。民営のこども園では和太鼓を活発にされているように、例えば村の幼稚園で神楽の舞を教えるですとかでもいいと思います。放課後子ども教室で笛を教えるでもいいと思います。知らなければ始めるということもできないので、ぜひ今まで各地域で守ってきたつながりは大切にしながら、村指定の事業として、この無形文化財保護を一丸となってやっていただくお考えはありますでしょうか、お伺いたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） これらの無形文化財が伝承できるように支援の必要があるというお話でしたが、先ほど申しましたように、活動費補助金と保存事業費補助金等を交付している現

状がございます。ただ、質問の中でお話がありましたように、ただそれだけで伝承が進んでいくというものではございません。学校への周知活動としては、冊子「伝統文化を守りつなげる、榛東村の地域の宝」の作成と配布を行ってきているところです。そのほかにも、小学校で太々神楽や獅子舞の発表の機会をつくる取り組みをこれまで行ってきたところなのですが、残念ながら、現在のコロナ禍の影響で中止しているという現状がございます。

今後は、地域文化への興味関心を高めることに向けて、小学校を中心に、例えば伝統文化教室などのような獅子舞や太々神楽を周知する方法を引き続き模索してまいりたいと考えております。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

小学生のうちから伝統文化に触れさせていただけるご予定があるということで、ありがとうございます。形にはないものですが、大切な文化財です。ぜひ力を入れていただき、保存の取組をお願いいたします。

次に、4、小中学生の学びの推進に向けた村の取組の現状と課題について質問いたします。

1です。学習指導要領で決められている課題ごとの取組時間では、基礎理解の定着が難しいとの声を聞きました。テレビでも、近年の学びの変化に対しての議論がたびたびなされています。英語学習の低年齢化、ICT教育やプログラミング教育など、多岐にわたる教育をしていただき、多様化する社会にはとても素晴らしいんですけども、そうすると国語、算数、社会、理科などの授業、昔と比べると必然的にかけられる時間が短くなってしまいます。また、多岐にわたっての学習で、先生方もますます多忙となるし、基礎的な学力もまだの子どもたちも、引き出しの数だけ増やさなければならぬという心配もでございます。村の小中学校では、そのような政府の教育方針の中で、遅れを取ってしまったらしている子どもたちに対して、どのように補って学習の理解と定着を進めているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 阿佐見教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今の学習指導要領、29年に改定されたわけですけども、今、議員がおっしゃったように、いろいろなものが入っていると。そこで、課題ごとの取組というのを学習指導要領の目標とか、それから内容と、こここのところにまず限ってお話をさせていただきたい。

今の学習指導要領は、やはり貫いているものは子どもたちに生きる力を育むと、これは変わっておりませんし、その中でも、先ほど国語、算数とか理科、社会というお話がありましたけれども、その中の知識であるとか技能であるとかと、これも引き続き重要なんですと、こういうふううたわれております。ただ、ここで新たに学んだ内容が、やっぱり確実に定着させなければならないと。これには、子どもたちも一人一人みんな違いますので、そこに習熟の差というのが知識、技能でも出てく

る。当然のことかなというふうに考えています。現在、例えば小学校45分、中学校が50分の授業の中で、その時間で全ての子どもが習熟できれば、これは理想ですけれども、そのところが非常に課題にはなってきたという状況でございます。

それを踏まえて、具体的には、小学校、中学校においては、例えば休み時間、放課後等、子どもたちの自由な時間を利用して、担任が個別に声をかけて、それから授業の中で見ていてできなかったものについて、補充的に声かけしたり、ちょっと見てやると、こういう努力は当然していると。それから、宿題にもそれに関連するようなプリントであるとか工夫をして出していると。全て同じじゃないのが宿題でということが、現場は行っていると。そこで、やっぱりGIGAスクールということで、タブレットが1人1台ということで配られましたので、その中に、学習支援サービスの一つとしてスタディサプリ、これがございますので、場合によってはそれを学校であるとか、駄目な場合については、中学校はもう持ち帰りとなっている場合もございますので、それを活用していくと。それから、多方面から見たときに、この後出てくるかなと思いますけれども、群大教育学部の学生を指導補助員ということで契約してありますので、例えば土曜日行っているぐんぐん土曜塾であるとか、長い休みに行っているぐんぐんサマー塾と、こういうところに来ていただいて、知識とか技能の定着を図っているということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しく説明いただき、ありがとうございます。

GIGAスクール構想のタブレット等も利用しながら、また個別にお子さんたちにお声がけもされて、やはり児童生徒と接している先生が一番分かることですので、個別で対応していただいたり、休み時間、放課後までもしていただけるということで、とてもありがたいことです。

(2)で、先ほどお答えいただいた群馬大学の教育学部の学生の方にも来ていただいているという小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒対象のぐんぐん土曜塾など、開催いただいております。指導に携わっている教育委員会の方や大学生の方々には、お休みのところ村の子どもたちへご指導、ありがとうございます。

長年続いているぐんぐんスクールの成り立ちと、本年度の参加状況や指導員の人数についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 最初に、このぐんぐん土曜塾の成り立ちでございますけれども、私の記憶では平成17年か18年頃、教育委員会の方針で土曜塾と、こういうネーミングで始まった。中身については、学校週5日制で、土日は子どもたちが休みでしたので、土曜日の午前中に子どもたちを集め

て、学校でやったか忘れちゃったんですけれども、とにかく子どもたちを対象に、教員が先ほどの知識だとか技能の習熟を図る目的で始めた。ところが、これが大きな課題がございました。教員は週休日の土日には、校長は勤務命令を出せない。ということで、出せないんですけれども、勤務を振り替えればいいわけですよね。そうすると、土曜の半日分の4時間勤務、5時間勤務になりますか、それは、最初は水曜日か何かに教員が休む。これは無理だろう。ということで、夏休み中に勤務の割り振りを取ると。ところがあの頃、今もそうですけれども、夏休み中というのは研修が多くて、なかなか取る間がない。ということで見直しをして、平成22年から先生方には負担をかけないということで、教育委員会事務局の指導主事と指導支援員、群大生でやろうではないかと、ということで、経緯でございます。

次のご質問ですけれども、本年度の参加状況でよろしいでしたか。これは、5月28日第1回ございました。小学校3年生から中学3年生まで対象にしておりますけれども、18名。それから、先週の土曜日、6月4日が16名と。指導員が、群大生は5名登録してあって2人ずつ来てもらうんですけれども、ちょっとネットワークがなかなかできなくて1人だった。ということで、例年ですと30名以上、30から40来てくれるんですけれども、恐らくコロナ禍がまだ収まっていないという状況の判断で、子どもも保護者の方も遠慮されているかなという状況かなと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 初めは学校の教員の方々が始められたという土曜塾から、だんだんと変化をしてきて、今は教育委員会の方々にご足労いただいて、平成22年度からはまた続けて、ずっと子どもの基礎学力の定着等をやっているということで、ありがとうございます。

今回、1、2年生が対象でないということなんですけれども、理由などありましたらお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、1、2年生が対象でない理由でございますけれども、1つは1年生、2年生という発達段階を考えたときに、役場に来て2時間、9時からですから10、11時、11時半ぐらいまでのときもある。持続力がなくて飽きてしまうと。そういう現状が一つ。それから、小学校の学習を見たときに、いわゆる学習が1年、2年、3年となったときに、理解が難しくなってくる、つまづくというのは、今は3年生ぐらいなんです。急に難しくなる分もあると、学習指導要領を見ると。ですから3年生以上で、あとは中学3年でいいだろうと、こういう理由でございます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 今お伺いしたことで納得しました。1、2年生の集中力、お勉強が大好きにならないと今後にもつながってくると思いますので、3年生からということで承知いたしました。ありがとうございます。

（3）で、放課後子ども教室についてです。

第6次総合計画で平成26年はゼロとしていたものが、令和2年に100へと目標が掲げられていました。しかし、ここ数年ではコロナ禍で取組ができない状況が続いていたと思います。数値の変更等も必要かもしれませんが、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。学習の定着でもよいですし、世代間交流、文化の伝承の場としても活用が期待できます。文部科学省の進める完全学校週5日制が、みんなで育む子どもの未来として、学校、家庭、地域社会の連携・協力があって成り立つという政府の方針です。地域社会との協力があって実施することができる放課後子ども教室の推進について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど、ぐんぐん土曜塾について、発達の段階を捉えて3年生以上というふうなお話を答弁させていただきましたが、こちら、放課後子ども教室事業につきましては、小学校1、2年生を対象に実施しております。先ほど、議員の質問からありましたように、基礎学力の向上、それに加えて多様な体験活動ができるように、地域住民の皆様の参画を得て成り立っている事業でございます。

放課後子ども教室事業ですけれども、放課後の時間を活用して各学校を会場に実施する放課後わくわく教室と、耳飾り館を活用した休日わくわく教室、2つで構成をしております。地域住民の皆様には、多様な体験や活動、学習を支援する放課後サポーターとして参画をしていただいております。令和4年度は16名の有志の皆様のご協力を得ております。子どもたちと関わる放課後サポーターの皆様から、やりがい、生きがいを支える一面も感じているところでございます。

例年であれば、学校を会場に、放課後サポーターの方が子どもたちの学習の支援をしたり、多様な活動を実施したりということで、異年齢間の交流というものも行われる、そういう場を提供してきたところなんですけれども、これも昨今のコロナ禍で、学校を会場にした活動がどうしても困難というふうなことになってきました。

そこで、昨年度は耳飾り館に集まっていたかまして、子どもたちへのメッセージだとか、それから折り紙の折り方を示したプリントなどを作成していただいて、村内の2つの小学校に、小学校を通して全1、2年生に配布をしたところです。

一方、休日わくわく教室なんですけれども、耳飾り館を会場に、子どもたちと放課後サポーターが昔遊びや工作、それからパラリンピックでもちょっと話題になりましたボッチャなどを、幅広い活動を通して交流をしています。今年度は5月18日土曜日に実施をいたしまして、定員30名、10名、10名、



10名ということで、時間を区切ってやったところなんですけれども、それに対して24名の参加があり、とても豊かな活動を展開することができました。

ただ、休日わくわく教室の定員については密を避ける現状から、今申し上げましたように、各時間10名、それを3回繰り返すということで、定員を制限せざるを得ない状況です。活動内容や開催方法等を検討して、より多くの子どもたちにとって多様な学びを体験する機会となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、小学校を会場とした放課後子ども教室なんですけれども、これはコロナの感染症の状況を注視いたしまして、再開できるように、必要な対策を、どのような対策を講じたらいいのか十分検討して、実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） コロナ禍でもいろいろなわくわく教室等を開いていただいて、お子さんたちへの子ども教室の推進をしていただいているということで、ありがとうございます。まだまだコロナ禍が続いておりますけれども、対策等いろいろ考えていただいて、放課後のほうの再開もぜひお願いいたします。大変恐縮なんですけれども、時間の関係で（4）、（5）と文教に所属等もありますので、たくさん聞きたいことがあるんですけれども、後ほどまた質問させていただけたらと思います。申し訳ございません。

5ですが、今年度の通学路点検が終わって、その後の対策、進捗状況についてご質問させていただきます。

危険箇所などの要望が届いたケースで、前年度分で村独自で完了したものがあるかどうかや、今年度分は今後の改善の予定、もしくは軽微なところで修繕が終わった箇所があるかどうか、代表的なところをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、今のご質問にお答えします。

毎年、通学路安全点検につきましては、1年を通して点検、それから対応等を行ってきておるところです。まず、小学校、中学校からの危険箇所についての報告を受け、それから学校PTA、それから渋川警察署、渋川土木事務所、本村の総務課、建設課の各担当等と合同点検を実施して、その結果を受けて対策を講じていくということが、大きな流れになっております。

今年度につきましては、現在5、6月を目途に、小中学校から通学路の危険箇所についての情報を吸い上げる、その段階になっておりますので、今年度対応ということについては、今後の展開になってまいります。

なお、小学校におきましては、この機会を積極的に活用して、子ども目線で、場合によっては連休を活用したり、また通学の途中等を活用しながら、子どもたちの目線で、また保護者の目線で、危険箇所についての情報を提供してもらっているところです。

昨年度についてなんですが、合同点検として22か所、関係担当で合同点検を実施いたしました。そして、対応策についても検討してまいりました。施設設備や改修には、どうしても時間を要しますので、まず子どもたちの安全を最優先に考えて、学校、教育委員会等では通学路の変更、それから安全教育の強化、ボランティアの皆様のご協力を得ての見守り活動等の対策を行ってきたところです。安全指導の面では、これはもう引き続き学校の大きな課題の一つというふうに捉えまして、各関係機関の協力を得て、交通安全教室を実施したり、また日常の指導等を繰り返していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、2番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位5番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さんこんにちは。中島由美子でございます。本日はお足元の悪い中、最後までお疲れのところと思いますが、お付き合いいただければと思います。

私、朝からちょっと咳をしておりまして、大変失礼いたしました。村をきれいにとということで草刈りをして、大きい機械で草刈りをしましたら、イタリアンライグラスに見事やられまして、アレルギーがあったんでしょうか、咳が出ていて大変心配をかけております。恐れ入ります。声もなかなかいい声じゃなくてすいません。

それでは、1番、榛東村自治基本条例の制定についてということで、お聞かせいただきます。

なぜ自治基本条例が必要なのか。平成12年から始まった地方分権改革で、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められることになりました。このような地方分権社会において自立した村政運営や村民参画、協働による村政運営を行っていくには、村づくりや村政運営の基本ルールを定める自治基本条例が必要でないかと思うわけでございます。

また、自治基本条例は、住民自治に基づく自治体の運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われます条例の名称は自治体によって様々でございますが、村民基本条例などという名称

もでございます。その場限りの対応に終始してしまうと、村づくりがまた同じような問題が生じる。

そこで、これらの問題が構造的な要因に起因すると考え、構造変革を目指すべきというのが自治基本条例でございます。自治基本条例の必要性、住民と行政の関係性の在り方を見直し、また住民同士の関係性の在り方を見直すことによって、村の形を構造的に変革するためのもの。自治基本条例によって、村民が村づくりに参画するための基本的なルールが明確になり、村民の意見も村政に反映されやすくなります。

また、行政側がこの条例に基づき、情報提供を行ったり、条例を制定したり、実行する組織や例規、要綱などのルールなどを明確にしていくことで、政策、制度の実効、実態が自治体の中で見えてくるというものでございます。

村民のより一層の参画がその中で期待されることでございますが、この自治基本条例による効果、村政運営の透明化、行政が多くの情報を村民に提供し、透明性の高い村政運営を行うことで、参画するための材料、きっかけを得ることができる情報公開制度や監査制度があると思います。

例えば、例に挙げると、この2から4番までなんですけれども、先頃、長岡地内の道路が計画しておりましたけれども、中止になったと。必要があって、延期、もしくは中止ということでございますが、そういうものも住民と共に計画を決めていくというスタンスが、もし基本条例があれば、あったのではないかと。するときは住民と相談し、打合せをしながら、議会ともそうなんですけれども、中止、延期についても住民と行って進めていくという体制が住民基本条例の必然性ということでございます。幸い、二元代表制の両輪と言われる本議会、榛東村議会には、榛東村議会基本条例が一昨年9月に制定いたしました。その第2章に、村民及び議会の関係、たまたま村民の方が傍聴席にいらっしゃるといこと、議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2番、これ第4条なんですけれども、議会は、村民からの請願及び陳情を政策的提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けるよう努める。

3番、議会は、村民や各種団体と意見交換の場を多様に設け、村民の声を広く政策立案につなげるため、地域懇談会等の実施に努めるもの。

続いて第3章でございますが、さっきは村民と議会の関係、今度は議会と村長との関係でございます。第5条で、議会と村長等は、それぞれ機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持するものとする。ちょっと省いて5番なんですけれども、議員は、二元代表制の充実と住民自治の観点から、法律上特別な定めがある場合を除くほか、村長等の諮問機関などに就任しないこととする。

最後7番です。議会全体です。又は議員が村長等の執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求をしたときは、村長等に誠実な対応を求めるものとするという議会基本条例があります。村にも村民の皆様の参画、皆様とのルールづくり、いい自治体、たくさんルールがあること、それが村民によ

く分かりやすくなっているということかと思えます。

1 番の榛東村議会基本条例が制定されて2年近くになるが、執行による榛東村自治基本条例等の条例制定は計画されておりますか。ない場合においては、それに代わるものは何ですかということで、自席に戻って質問を続けさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 反問の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） 時計を止めてください。

どうぞ。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 自治基本条例に関して、現在、他の自治体で定められているところもございませう。そちらについて、自治基本条例という名前ももちろんありませうし、あとはまちづくり基本条例とか、名称は様々でございませうけれども、それら全てが同じような規定ぶりではなくて、理念型あるいは住民の権利を保障するような条例、もしくは住民自治型、住民投票の枠組み等を定めるものとか、民間の研究機関で大きく4つくらいの類型に分けられるという、理念型、権利保障型、住民自治型、行政指針型と。それは民間の研究結果なんですけれども、このどれをイメージされた上でご質問されているのかを、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今の4つの類型を全てつくってくれというわけではございませう。包含はしてあったとしても、やはり住民自治に主眼を置いておつくりになられるかどうかということございませう。

以上です。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） もう一回反問の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） はい、どうぞ。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議会の基本条例について触れられていますけれども、議会の基本条例というのは、議会の組織及び運営の方針と基本的な規律を定めるものであるというふうにご承知をしていただいております。今回の質問の中にあります自治基本条例と議会の基本条例の関係について、ちょっとお尋ねをさせていただければと思えます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、時間は止まっているんですね。

○議長（小山久利君） 止まっています。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 自治基本条例と議会基本条例というのは、議会基本条例という、もちろん住民の方は入っているんですけども、主に議会と執行側で、自治というのは、その中にまず住民ファースト、村民ファースト、村民が一番先に来て、その次に議会、その次に行政、執行といいたまいますか、そういった考え方でありますので、議会基本条例というのは、議員のあるべき姿、議員がどのように村民と接するべきか、どうやって議論を進めていくかという内容が書かれておると思いますが、自治基本条例、先ほど課長もご案内しましたように、4つの点が必要と思われて、学者の類型ということでございましたけれども、そういうものが必要だという中で、榛東村の今の村づくりについて、今欠けているところ、あと十分足りているところという中で、榛東村自治基本条例というものを制定していくことがよろしいのかなと思っているんですけども。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ありがとうございます。

通告にございました議会の基本条例が令和2年9月に制定されて2年近くになるがというところで、基本的に、議会の基本条例と行政運営上の自治基本条例というようなものについては、直接的にも、また間接的にも関連のないものであり、議会が制定したから執行も、等の指摘は、まず当たらないということをお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、全国で都道府県が3つ、市区町村では400弱の団体が自治基本条例、名称はいろいろ様々で、また規定ぶりも様々ですけども、制定をされているということで、発端といいたまいますか、一番最初が、平成9年に大阪府の箕面市というのが、まちづくり理念条例というのを施行された、これが全国で1番目ということだそうです。また、平成13年には北海道のニセコ町がニセコ町まちづくり基本条例を制定したということで、この平成13年のニセコ町の条例制定の動きを契機として、先ほど申し上げた全国の都道府県なり市町村なりで、自治基本条例あるいはまちづくり基本条例、市政運営基本条例など、名称は様々ですけども、そういった制定の動きがあったということで、平成20年代の前半までには毎年度30を超える団体で条例が制定されていたということだそうです。しかしながら、平成20年代後半以降は、その動きは鈍化しているというところがございます。

本村において、現時点で今お尋ねのような条例を制定する計画はございません。

先ほど、自治体の憲法だというようなお話もあつたんですけども、自治基本条例、名称はともかく、自治基本条例が他の条例に優越するということは、法律上認められているわけではない。他の

条例と全く同じ効力であるということをごさいますて、制定しないなら、それに代わるものはどうするんだよというお尋ねですけれども、その部分については、代わるものというのもよく分かりませんので、お答えのしようはないんですけれども、村においては、当然法律、村の例規、それから村の総合計画を始めとする各種個別計画に基づく行政運営を行ってきておりますし、今後もそれを続けていくということをごさいます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 例規のところまで来て、要綱までは来なかったんですけれども、先ほど、住民生活課長が生ごみ処理機のところで、コンポスト的なものは該当しているけれども、南議員がご質問されたEM菌のは対象でないというようなお話を聞いておったんですけれども、同じ要綱ですけれども、平成25年当時は、EM菌の機器も対象であったと記憶しております。ですので、同じ村政の中で、同じ要綱の中で、どうしてそれが変わってしまうのかなと。住民ファーストに考えれば、住民自治基本条例ということで、そういうものが住民に分かりやすく、南議員もおっしゃっていましたけれども、分かりやすくお伝えするという仕組みというのが、やっぱり肝に銘じるべきではないかなということで、一旦お聞きしたんですけれども、いかがですか。ちょっと、質問にはありませんけれども、そういう意味を込めて、EM菌はともかくとして、そういう流れの中で必要だとは思わないでしょうか、総務課長。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど、すいません、反問させていただいて、住民自治型の条例を想定されているということでしたけれども、それについては、住民の参加あるいは参画、住民投票の枠組み等を定めていると。それ以外、それだけじゃないんでしょうけれども、類型ですので、例えばそういった条例があったから、あれば、今例に引いていただいたようなことが防げたというふうには私は思いませんので、自治基本条例を制定するかしないかというところではなくて、先ほど申し上げましたとおり、村は当然、法律に基づいて、榛東村という自治体なわけですね、地方公共団体と。地方自治法に定められた地方公共団体でございますので、他の法令あるいは村の例規、各種計画等に基づいて、計画的に行政運営を行っていくという、これが基本であると思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 計画や例規に基づいて行っていくのが村づくりということで、本旨のとおりのお話をいただいたわけをごさいますけれども、今のEM菌の話もここでやらなくても、住民がそういう要望があるという中で調べいただければあったことかなと思いますけれども、2番の水出貯水池からの、そういった計画に基づいてやればいいことだという総務課長のお話を捉えると、2番の

水出貯水池からの水出排水路旧管の撤去に関する考え方、ここは、質問は撤去と書いてありますけれども、水出排水路旧管の考え方でも結構です。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先に、反問権を許可いただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 時計を止めてください。

許可いたします。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それではすいません。

先ほど、（１）のところでございました自治基本条例との関係でのご質問ということで、内容としては水出貯水池からの旧配水管の撤去に関する考え方とございます。これと自治基本条例の質問の要旨、どういう考え方でのご質問かというのをお教えいただければと思います。

○議長（小山久利君） ５番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） 自治基本条例では、やっぱり総務課長がおっしゃったように、例規とか計画とか、いろいろに基づいて自治は、村づくりは進むものだとおっしゃっておられまして、そういうことから考えると、水出貯水池からの水出配水路旧管というものが現存しているということで、この質問を差し上げましたけれども、それは、計画の中ではどういうふうに考えがあるのかということでお聞きしたら、分かりやすいでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） すいません。水出貯水池からの配水管旧管の撤去ということでございますが、まず水出貯水池から配水管、議員のご質問の旧管というご指摘の管でございます。こちらの管につきましては、水出貯水池から長岡方面へ配水されている管ということで承知しております。これの布設時期等は、いつの時代に始められたものかは確認できておりません。また、布設替えについて、布設替えしていることの実事は確認しておりますが、旧管の撤去等について、計画は確認しておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） ５番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） 水出配水路旧管ということは、本管があるという考え方でいいんでしょうか。旧管の撤去の計画がないということなんですが、本管は布設されたということは確認できていますでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 水出貯水池からの管につきましては、管の布設替えをし、道路に新たな管が布設されているという事実は確認しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 新たな管が布設されているということですが、この水出配水路から出ている旧管にしろ、新たな管にしろ、この管の利用目的というのは、何で布設されているんでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 水出貯水池からの配水管の利用目的、設置された経緯につきましては、水出貯水池に貯留された農業用水、こちらを長岡、山子田に点在する農業のため池、貯水池へ補給するために管を利用しております。また、一部につきましては河川放流を行い、下流側で堰上げを行い、他の水として利用されているものもございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 農業用水、一部河川放流ということですが、この管は榛東村上水道事業第4次拡張計画に位置づけられている管で、北部浄水場への水利権、室ノ沢の水利権に絡む管とは違いますか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

---

午後3時32分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、通告にございませんでしたので、手元に資料等がございません。お答えできません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕



○5番（中島由美子君） どうしてそのようにお考えになるかというのを聞いてみたいです。というのは、水出配水路の旧管がどこであるかというご認識の上で、考え方というのを質問しているわけですから、その管がどんなものかというのは理解していない、分かっていないということでしょうか。それとも単純に通達がないから答えられないという、どちらでしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員、通告に沿って質問をお願いいたします。  
5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これは考え方ですから、考え方の中に、これは水利権であり、水源の水路ではないんですかということを知っているんですよ。だから、考え方の中に全くなかったと、これは水利権に伴う水路でないということであるなら、そのようにお答えいただければいいんですけども。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますけれども、通告にないご質問でありますので、お答えできません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） どうしてそのようにお考えになるかというところが、自治の基本条例だと思うんです。議員がこういうふうなものについて、もっと言うと、管渠は室ノ沢からの水利権絡まりの管であると、軽々に撤去してしまっただけでは、貴重な水源、水利権を無にしてしまうものだろうと考えている次第です。そういうものというのを議員がお話、お示しするというよりかは、お答えする側で情報提供、情報共有、そして水利権について保全していくというお考えになるのがよろしいかと思うんですけども、いかがでしょうか。どうして通告にないから、考え方を説明できないということでしょうか、もう一度聞かせていただきます。

○議長（小山久利君） 管をふせ替えて利用しているということを、先ほど答弁の中であったんですけども、それじゃ納得できないということですか。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 農業用水だけだったですよ。上水ではない。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時36分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご回答でございますけれども、今回ご質問いただいている水出貯水池からの水出配水管の旧管、またふせ替えされている管につきまして、そもそも設置されているものの管理、整備されたのは本村での整備ではございませんので、その詳細について確認できません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私、先ほどから榛東村上水道事業第4次拡張計画に載っている管路ですよねということをお聞きしているんですけども、こういうのを聞かれたら考えていただくという立ち位置に立っていただくといいかなと。議員が議場で聞いてこういう回答なので、村民の方が行ったらどう回答になるかなというところが、もっと議員に答えるより、村民の皆様に丁寧に答えていただけたらと思う次第です。

時間がありますので、また余ったらそっちへいきますけれども、3番のほうに移ります。

これも2020年9月頃、約350万円の村予算で上野原地内の環境調査を行い、盛土部分は5か所、10メートルぐらいの深さのコア抜きを調査しましたが、そのコアの中にはスラグ碎石は見当たらない、該当しないというような報告を受けましたけれども、榛名カントリークラブの跡地には、基準値を超えるフッ素の問題があると聞いております。

平成27年2月23日に、現地の湧水サンプルを採取し、フッ素について試験され、地下水基準未満であったと最近聞いておりますが、平成27年2月ということだと、真塩村長が協定をした平成28年3月28日からもう大分たっているんですけども、村長は地下水源付近とたびたび発言されていますが、その後の水質調査は実施しているか、結果はいかがか、その調査による対応をお尋ねします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 反問の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） 時計を止めてください。

許可いたします。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） まず、榛東村自治基本条例の制定と、この水質調査についての、どういう質問でお答えすればいいか教えてください。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほど、一番最初に生方議員がご質問されていたと思いますけれども、対

策をする中で、吉岡の水源付近だというお話もありました。ですので、自治基本条例というのは、速やかにかというか、住民と話し合って、住民の安全・安心、よく言われる安全・安心のために、水質にフッ素で、フッ素というのは水に溶け出すということを、調査の中でご存じだと思いますので、そういった水質調査を行われないという村づくりの考え方。だから、したか、しないか。した結果どうだったかということ。だから、自治基本条例と、村民の安全・安心を守るため水源付近の水質調査をする、しないが、一致しないというふうには取れないんですけども、そこにつながらないという反問でしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 別に、質問の要旨、事項が、自治基本条例としなくてもよかったのではないかと思うんですが。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 狩野建設課長は、そのように思われるかもしれないんですけども、議席5番の中島は、このように思って質問した次第です。

以上です。

〔「議長、もう一つ反問権をお願いします」の声あり〕

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） あと、平成27年2月23日、現地の湧水をサンプル採取しフッ素について試験されたとあるんですが、私、課員に調べさせたんですけども、この日にサンプリング採取等をした事実がございません。どこの書類によって今回質問したんでしょうか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それについて、交渉していらっしゃる大同特殊鋼株式会社さんにお尋ねになってください。

以上です。

〔「まだ」の声あり〕

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 大同に聞かって、今から聞くんですか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほど、同じく1番の生方議員さんが何か言っていっっしゃいましたよね。担当職員の不適切なところがあったので、川田議員のところを読んでくれと、もうあの当時に確認をしていないということですか。あれだけ議会だよりなり議会で議論がされたのにもかかわらず、その事実をつかんでいないということではよろしいでしょうか。ないならないで結構です。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） ございますので、これから答弁したいと思います。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 村では、平成27年度に旧榛名カントリークラブ跡地付近にある2本の河川、八幡川と滝沢川の水源の水質調査を、日付も言いますね、平成28年1月12日採水を実施し、水質調査の結果は六価クロム化合物等は基準値内であったと認識しております。

しかし、生方議員も、まだ須田議員も少し心配、たくさん心配してくれましたか、そのときに、旧榛名カントリークラブ跡地の造成工事で鉄鋼スラグが使われ、撤去されずに今も存在していると。環境調査の結果で基準値を上回るフッ素が出ているのですからということです。村長が日頃から、今問題ないからいいやじゃ済まされない、次の世代、また次の世代に汚染された水を飲ますわけにはいかないんだ。何が何でもスラグを何とかするんだと、私も本当によく言われています。首長として、村民の安全と安心を考えれば当然の発言だと思っております。

また、その後、水質調査は実施しているかの質問でございますが、水質調査については、現在県が地下水質測定計画に基づく概況調査により、鉄鋼スラグも含めた環境全般による水質の汚濁等を確認するため、地下水の常時監視、村だと1か所から2か所毎年実施しております。また、吉岡町は滝沢川の水を上水道の原水として利用しているため、水質調査を毎年、原水の調査なんですけれども、11月に実施しており、その結果報告は村では受けており、今のところ基準値内ということなんですけれども、先ほどから申しているように、旧榛名カントリークラブ跡地に鉄鋼スラグがある限り、今後も引き続き県や吉岡町としっかり連携を図って、この問題に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変力強い答弁をいただきました。28年1月、水質調査、滝沢川と何川とかおっしゃっていましたが、六価クロムは出ていない。フッ素はどうだったんでしょうか。

○議長（小山久利君） 今、説明したとおりなんでしょう。出ていないという。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） 先ほど、私のしゃべりが悪かったのでしょうか。六価クロム化合物等の等にフッ素は含まれております。

○議長（小山久利君） 5番。

[5番 中島由美子君発言]

○5番（中島由美子君） 溶出量、湧出量、いろいろあると思いますので、建設課長は等に含まれているということで、フッ素が出ていたという、フッ素が基準値を超えるものが出ていたということでよろしいですね。

○議長（小山久利君） 建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） 先ほど、基準値内であったと認識していますと、私はお答えしました。以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

[5番 中島由美子君発言]

○5番（中島由美子君） 認識でなく、調査結果ですから。そうだったということによろしいかなと思います。

そして、真塩村長は、そこにあるうちは撤去すると、力強いお言葉をいただいたわけですが、平成28年から今まで約10年近くになるわけで、10年はたたないか、たつわけでございますけれども、一日も早く、議会でも議決をしているわけでございますから、やはり協定書に基づいて、村が損をしないように、しっかりやっていただけたらなと思います。

続いて、4番目にまいります。

これも自治基本条例と結びつけているというのは、過去2年、本村では榛東広報1月号で、榛東村役場で受付ができない申告の一つとして、自治体への寄附に係る寄附金控除を適用される申告ができないとありますが、これで困っている村民はないかと。村民ファーストということでお聞かせいただきます。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

[税務課長 岩田彦一君発言]

○税務課長（岩田彦一君） 反問の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） 時計を止めてください。

許可いたします。

[税務課長 岩田彦一君発言]

○税務課長（岩田彦一君） ご質問のふるさと納税に関わる申告と、質問事項である自治基本条例の制定との関連が分かりません。質問の要旨と質問事項がどのように関連しているか説明をお願いします。

す。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） この質問につきまして、議会事務局が設定してくださった執行との打合せの際に、必要があれば確認すると。全く確認がなかったのが、税務課におかれましては十分この質問の趣旨を理解しているものと思います。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 反問権をお願いします。

○議長（小山久利君） はい、どうぞ。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 先ほどのお話ですが、あくまでも質問の要旨がこれで困っている村民はいないかという断定的な質問でございます。あくまでも税の申告につきましては、住民などが自らの責任で自主的に行う性質にあるものです。よって、先ほどの説明では関連性は確認できません。質問事項の自治基本条例の制定とは切り離して、ふるさと納税に関わる申告についてご説明を申し上げますが、よろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 反問権。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 本番でお聞きしておくかなと思ったんですけども、このふるさと納税を他の市町村へ寄附した場合に、榛東村でできないということが、もし基本条例があったらきつと受けてくれたのではないかなと思っているんです。計画や組織の在り方、なぜ村民が確定申告に来たら受けられない、あらかじめ広報で受けられないと。他市町村に寄附したということであれば、榛東村も大きいときは6億を超える額を寄附いただいているので、お互いさまとは言いませんけれども、村民が寄附をしたと、一部といいましょうか、それは住民税の申告にもなるんじゃないかなと思うんです。だから、そういったものが広報に堂々と載るとするのはおかしいんじゃないかなと。もしかして、基本条例があれば、自治基本条例があれば、こういうのは載らなかったんじゃないかなと。老婆心ながら思う次第でございます。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） それでは、先ほどの私からの反問について、ご説明いただけませんでしたので、質問事項の自治基本条例の制定とは切り離して、ふるさと納税に関わる申告についてご説明申し上げます。

そもそも、所得税は国税であり、申告納税制度により納税者自らが確定申告を行うこととなります。参考までに、令和3年分の確定申告を行った村民の方のうち、約61%が村の申告相談会を利用せず、自主的に行っております。また、村監査委員からは、平成29年度以降、継続的に申告相談会に付随する業務量の多さと相談会実施月の超過勤務時間の多さが顕著であり、また、所得税にあつては、申告納税が原則であり、村の申告相談会を利用していない自主申告者との公平性を考えれば、確定申告受付の廃止または縮減を検討すべきであるとの指摘を受け、毎年度、申告相談会における確定申告の受付内容を検討の上、縮小してきた経緯があります。

よって、ご質問の他自治体への寄附（ふるさと納税）に関わる寄附金控除を適用させる申告については、確定申告を行うことで税制上の優遇措置を受ける場合には、これまでの説明のとおり、検討の上、申告相談会での受付から除外したものであることから、困っている村民はいないかについては把握はしていませんし、今後も調査をする考えはございません。

なお、住民税申告に該当する場合には、当然のごとく受付を行っております。

今後についても、公平性確保の観点から、確定申告に関わる受付内容のさらなる縮減に向けた検討を継続していくとともに、自主的な確定申告を一層推進していく所存であります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今の回答ですと、ふるさと納税の確定申告は国税、所得税だから、住民税申告に該当しないというような回答だったかと思うんですけども、地方税法317条の2で、市町村長に提出するという項目がございますけれども、ここが基本条例に追随するということでございます。法令で、地方税法317条で決められている申告を、榛東村が事務処理を軽減させるために受けないと上げるのには、いささかおかしいんじゃないでしょうかということで、自治基本条例に絡めたわけがございます。地方税法317条2には、ふるさと納税の所得税申告は住民税に合致しないから受けなくもいいと書いてあるのでしょうか。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 通告にございませんので、お答えいたしません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 通告にあつても、税務課長ですから、税法のことはお答えできるかなと思ったんですけども、幸い、まだ問いもありますから、来年以降、317条の2をよくご覧になっていただいて、この項目が広報から消えることを確認したいと思っております。

続きまして、(5) 地域経済循環創造事業補助金関連について、村の補助金交付要綱の使用目的はいかになっておりますか。これは通告のとおりだと思うんですけども。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、反問権を先に行使させていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 時計を止めてください。

どうぞ。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 質問事項の1、榛東村自治基本条例の制定についての項目事項と、質問要旨の中でございました(5)の地域経済循環創造事業補助金関連について、村の補助金交付要綱の使用目的はいかになっているかのご質問ですが、この内容につきまして、自治基本条例と要綱の関係性についてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 最初に、総務課長とお話した法令とか例規とか規則とか、条例とか要綱とかの一つでございます。さっきのEM菌の生ごみの要綱もそうでございますけれども、要綱というものがあるとしたら、それは何のために使うかということが、自治基本条例で言っているところの、そういったルールを分かりやすく、執行側だけじゃなくて、議会側、住民側にもルールを分かりやすくという視点で聞いているだけでございます。

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） すいません、反問権になるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

中島議員のご質問、要旨の中にございました地域経済循環創造補助金関連についてということですが、この地域経済循環創造補助金関連の中にあります要綱でございますが、こちらは地域経済循環創造事業交付金交付要綱、平成25年2月7日付のもので、関係都道府県知事に発出され、その後、村では平成25年4月1日付で施行した榛東村エネルギー地域力向上経済循環創造事業費補助金交付要綱となっておりますが、こちらの要綱でよろしいでしょうか。

〔「はい、そうです」の声あり〕

○議長（小山久利君） どうぞ、続けてください。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、こちらの項目についてご説明させていただきます。

当該榛東村エネルギー地域力向上経済循環創造事業費補助金交付要綱の中で、要綱では、第1条を



趣旨としまして、村内の地域力向上、経済循環を図り、自然エネルギーの普及推進に貢献する事業を行う民間事業者に対し、その事業に要する費用の一部について、補助金を交付するものとし、その交付に関し、榛東村補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしてございます。

次に、第2条、補助対象の項目でございます。補助金は、民間事業者が事業化段階で必要となる次の経費に対し交付するとございます。1、経営計画の策定に係る経費、2、事業化のための組織構築に係る経費、3、販売の開拓に係る経費、4、原材料の安定的な調達先の確保に係る経費、5、初期投資等に係る経費及びそれらに付随する経費となっております。

なお、経費として示されている5つの項目につきましては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱においても第4、事業内容において、地域での事業化を前提に、事業関係者の調整、支援を行う地方公共団体に対し、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について助成を行うとございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、補助金の使用目的、1から5つまで、最初、経営計画の策定とかございましたけれども、前からこの補助金について、三百何万円の返還要求をされているということでもございましたが、この使用目的に沿わないものは、大体どのくらいあるんでしょうか、1から5で分けてお答えできればと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、通告にございませんので手持ち資料がございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 通告にないということでしたが、次には通告したいと思います。

そうしましたら、2番のSDGs未来都市の応募とまち・ひと・しごと総合戦略関連について。

（1）ということで、これまで、村ではまち・ひと・しごと総合戦略の基本目標や施策にSDGsの17の目標や概念を位置づけているが、なぜSDGs未来都市に応募して、村の事業を進めないのか。また、この評価が行われていないが、PDCAをしっかりとやるよと、ここ、私はコピーなんですけれども、これ、すごいすてきな総合戦略、先ほどの自治基本条例にぴったり合うような計画でございませぬけれども、それに明記されているんですけれどもということなんです。未来都市の選定に手を挙げない理由、教えてください。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 総合戦略でございますが、全国的な人口減少、それに伴います地方の衰退に対応するため、国におきまして基本方針等が決定され、法制化もなされております。本村におきましても、人口減少対策に取り組んでいるところでございますが、それは総合戦略だけにとどまらず、総合計画を始め、他の個別計画にも定められており、逆を言えば、それらをまとめたものが総合戦略になっていると言えます。

議員がおっしゃられたSDGs未来都市、優れた取組といたしまして国に選定されれば、事業費、財源的に有利に働くかもしれませんが、総じて事業規模も事業費も大きくなります。まずは、身近なところからこつこつと、この少子高齢化、人口減少問題に取り組んでいきたいと、このように考えます。

それから、PDCAサイクルについてですが、総合戦略掲載事業にとどまらず、前年度終了、新年度予算編成前に各事業内容を検証し、改善を考えながら、次年度予算要求や事業を実施していると考えております。事業評価、それから進捗管理、これらにつきましては、来年度から次の総合計画の策定に着手する予定でございますので、この中で、現計画の進行、進捗状況などを検証していかなければなりませんので、評価と併せて公表に向けて努めていきたいと、このように考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま企画財政課長からご返答いただいて、人口減少に対する最たるSDGsということでございましたけれども、持続可能な開発のための2030アジェンダなのでございますけれども、地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体をSDGs未来都市として選定して支援し、成功事例の普及を促進しているということでございますけれども、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略なんですけれども、これを、取組状況を把握するために、国はアンケートをしているそうなんですけれども、企画財政課長がこつこつ総合計画を始めて行ったということで、人口減少、幸い、榛東村は2015年は1万4,329人、先頃の新聞では、出生数、最少1万1,236人というのが新聞に載っておりましたけれども、榛東村は2015年それだったものが、2021年4月の人口数は1万4,496人なんです。その差は計算しなくてもいいんですけれども、このSDGsのまちづくり総合戦略におきましては、2020年は1万4,146人なんです。何と計画より増えているんです。企画財政課長がこつこつ頑張ったおかげだと思いますけれども。2025年には1万3,861人になると、この計画ではあるわけですが、もう既に1万4,496人、2021年4月、そして県教委の発表では、郡市では吉岡が、郡市が30人、そして榛東が10人、子どもたち、学校の生徒が増えたというのが出ています。企画財政課長のおかげだと思うんですけれども、先ほどご発言にあった事務事業評価、事務事業的に決算を行われていますので、この次の決算からは、ぜひできる範囲の事務事業ごとの評価というものを取り入れていただくと、決算議会が華やかになると思うんですけれども、いかがでしょう

か。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後4時6分休憩

---

午後4時7分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今の議員のご発言というかご要望、昨年度の実施した事業につきましても事業評価を行い、次の9月の決算議会に出すようにということだと思いましたが、ちょっとこれ、なかなか厳しいと思いますので、先ほど申しあげましたように、次の総合計画に合わせました検証、そこから、庁内はもちろんですが、村民の方々、議会も含めまして公表していきたいと、そのように考えます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 前向きな回答、ありがとうございます。

先ほど、既に2021年で1万4,496人と、ちょっと予定が狂って人口が増えております。やはり、事務事業評価の決算は、この次に間に合わないかもしれませんが、この見直しをしないと、アップアップのところはどうも出てくるのではなかろうかなと思うので、それについて、いっぱい仕事があって大変ですけれども、ご検討をいただける、改善していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど、人口のことについて触れられましたけれども、人口だけにとどまらず、事業内容、これらにつきましても今の進捗状況に合わせ、事業評価のほうでもいい線いっている指標については、5年後、10年後を考えたような指標を、せっかくつくる計画ですので、そのような計画を検討していきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 見直し等していただけるということで、ありがとうございます。

続いて、（2）村内が全体にきれいにできていないと書いた手前、イタリアンライグラスの耕作放棄地の草を刈ったためにこういう声をしているんですけれども、時間の関係で、多面的機能の補助金の考え方、通告でよく説明しております、担当課長に。

(3) 第2期総合戦略において取り入れるべき形と創造の森とふるさと公園の指定管理について、これは9月でやらせていただきます。議長にお約束します。

続いて、(4) 同戦略の基本目標3では、農業経営環境の充実が施策として上げられているが、具体的に認定農業者への支援である、はばたけ群馬の農業補助金の交付選定は、農業者の意見を十分に参考にして決定されているかということをお尋ねします。

ここに、認定農業者の会の総会の議案書がございます。人数が34人いらっしゃったですか。非常に担当課長が頑張っているなど。立派な農業者が34人も出てきたんだなと思っているところなんです、その内容について、選定の過程について教えてください。

○議長(小山久利君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長(山口誠一君) 認定農業者になられる方につきましては、将来に向けての農業経営の計画を検討いただき、その計画に基づき審査会を開いております。審査会のメンバーには役場職員もおりますが、農協、また農業委員会、農業普及場、それぞれの分野の方に出席いただき、計画性、概要等を審査いただいた上で、認定農業者になれるかどうか、そういったところを審査させていただきます、認定をさせていただく経過となっております。

また、5年に一度の見直し等はございますので、計画書の計画どおりいっているか、また改善しなくてはならないところがあるか、引き続き認定農業者として農業を続けられるか、そういったところも含めまして、更新の時期にはその手続についても併せてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長(小山久利君) 5番。

[5番 中島由美子君発言]

○5番(中島由美子君) 認定農業者の選定ではなくて、認定農業者への補助金の選定だったんですけども、はばたけ群馬の交付金という、担い手支援という要項がここにありますけれども、この中で、記憶によると、副村長査定までは2人分の予算がついていたと。村長査定で1人分になったと。その後、4月頃はまだ県の段階で2人ほどというか、2枠といいましょうか、そういうのがあったように伺っておるんですけども、その選定、村の予算も含めて、補助金の交付について、どのような交付、まだ決まっていないんでしょうけれども、決め方があるのかということ、住民も分かりやすく、農家も分かりやすくというようなことになっているかどうか、お聞かせください。

○議長(小山久利君) 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長(山口誠一君) 予算の関係でございます。副村長査定の後、3月の当初予算要求をさせていただき、議会承認いただいた際の内容と異なっているというお話かもしれませんが、副村長査定が行われた段階と議会へ上程させていただく予算書については、全てが同一のものではございま

せん。その経過の中で新たに生じた事業、また予算が非常に膨大になったときに、予算の調整等で縮小された事業等がございます。今回、はばたけ群馬につきましては、当初の予定が1つになったというものも、その経過の中での措置と認識しております。

また、はばたけ群馬に手を挙げられた方についての選定については、担当課等と調整をさせていただき、選定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） はばたけ群馬は、まさに認定農業者ということでございますから、認定農業者の会が34名もいらっしゃるということで、やはり透明性、住民自治基本条例、住民と農家と一緒に選定していくと。その中でうまくいかなかったら、最終的には村長が決めると。そういう方法もあるかと思うので、もうちょっと農家の意見、農業者の意見、村内の農業をされる人の意見を取り入れていただきたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） はばたけ群馬の補助金でございますけれども、認定農業者の協議会、または委員のメンバーの方で選定をいただき、どなたにさせていただくといった選定方法で事業を実施しているものではございませんので、認定に関わる作業については、認定農業者の方全ての方が携わるものではございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 言っていることは理解しています。ただし、いろんな榛東村の村民の農業者、田んぼと畑で約446ヘクタールぐらいの新計画の田畑がございます。それを何としても持続可能、SDGsに基づいて農業を進めていくためには、そのような取組も必要ではないかということで質問させていただきました。

本日、議席5番中島由美子、これにて一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

---

◇

## ◎日程第5 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

海事振興連盟会長、衛藤征士郎氏から陳情のあった陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情及び辺野古を止める全国基地引き取り緊急連絡会代表、大庭

和雄氏からの陳情のあった陳情第3号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、資料配付といたします。



## ◎散 会

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、令和4年第2回定例会第1日目を散会といたします。  
大変お疲れさまでした。

午後4時16分散会

令和4年第2回

榛東村議会定例会会議録

第2号

6月7日(火)

# 令和4年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

---

令和4年6月7日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和4年6月7日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 3 議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 5 議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第44号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 報告第 3号 令和3年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 4号 法人の経営状況について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



出席議員（11名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	9番	小野関 治義 君
10番	清水 健一 君	11番	小山 久利 君
12番	南 千晴 君		

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 長	足達 哲也 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席です。

本日の会議は成立いたします。

ここで村上住民生活課長からの発言の訂正の申出がございました。これを許可いたします。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） おはようございます。

昨日の一般質問における私の答弁の中で一部誤りがございましたので、発言の訂正と議事録の修正をお願いをするものです。

修正をお願いしたい部分につきましては、南議員からの一般質問の中で、生ごみ処理容器の種類、範囲をどういったものかというご質問でありました。私は答弁の中で補助金交付要綱の定義を申し上げ、続けて屋外に設置されるコンポスターのみを対象と解釈をしているというふうに答弁させていただいたところですが、その後、中島議員さんからの質問の中でも以前EM菌を利用したボックスも対象だったのではないかとのご発言もありましたので、議会終了後に改めて担当に過去の書類を確認していただいたところ、EM菌を使ったリサイクルボックスについても補助金を交付した例があったということでしたので、発言の修正をお願いするものです。

修正する内容としましては、生ごみ処理容器の種類、範囲につきましては、屋外に設置されるコンポスターやEM菌等を利用した生ごみリサイクルボックスを対象としています、というふうに修正をさせていただければと思います。

大変申し訳ありませんでした。要綱を分かりやすく改正をしていくとともに、住民の方に対しても周知を図ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） これより定例会第2日目を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めてまいります。

---

## ◎日程第1 議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第40号について説明申し上げます。

議案書、議案参考資料ともに1ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者に対し実施をしております、介護保険料の減免措置について、感染症の収束が見えないことから、その対象期間が延長されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要は、減免の対象期間を令和5年3月31日までの1年間延長するものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけ確認させていただきます。

この制定については、コロナという関係でございますけれども、税法に基づく改正ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） これにつきましては、厚生労働省の介護保険課からの通知によりまして、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」ということが行われているところ、これを延長するというものでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、議案第40号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第2 議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案第41号、議案書は3ページをご覧ください。

議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例の改正は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求めるものでございます。

説明につきましては、議案書参考資料よりご説明いたします。

参考資料の3ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、中小企業制度資金借入金利子補給等特別措置の対象要件でございますが、この要件につきまして、一定の要件を加えるための所要の改正を行うものです。あわせて関係法令の改正により引用する条項にずれが生じたため、引用条項の番号を改正いたします。

第2条関係でございますが、中小企業の定義に、暴力団排除対象者に該当しないこと、また、村内で同一事業を引き続き1年以上営んでいることを加えるものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第41号の説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、議案第41号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎日程第3 議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議案第42号について説明申し上げます。

議案書については5ページ、6ページ、参考資料についても5ページ、6ページをご覧ください。

本議案は、榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定をすることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考資料5ページに基づいて説明申し上げます。

趣旨及び目的ですけれども、今現在建設を進めております防災中枢機能施設の中で、学校給食センターが新設されるわけですけれども、造成工事を進めるに当たってあらかじめ現在の学校給食センターから新たな学校給食センターに稼働が移ることを見込みまして、学校給食センターの設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものです。

概要につきましては、榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例第2条で規定します、給食センターの現行の位置「新井685番地の7」から新たな建設予定地の位置「新井150番地」に改めようとするものです。

令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行するものとするということで、附則をつけたいと思います。

関係法令につきましては、地方自治法第244条の2第1項です。

予算措置は不要です。

以上ですが、ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今やっている防災中枢機能のところへ移すと、今まで685の7だったのが150番地ということですが、今工事をしているわけで、この地番というのは150番地から分筆されたりするようなことはないのでしょうか。間違いなくこの150番地になるということによろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現在のところ分筆等の予定はございません。本条例は、榛東村学校給食センターが地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく設置及び管理に関する条例を制定することで、榛東村が直接事務または事業の用に供する建築物であることを証明するものですので、現在の地番から新しい建設予定地の地番に変更を進めるということになります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今地番という言葉が使われましたけれども、分筆する予定はないということですが、丸々その土地が残ってそこに給食センターが建つと、1筆の上に建つわけではないでしょうからその150番地をメインと考えると思われるんですが、斜めに道路が走っていますから最終的にこの150番地というのは残らないと思うんですけども、確認は済んでいますね。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 確認については済んでおります。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、議案第42号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 報告第2号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第2号））

○議長（小山久利君） 日程第4、報告第2号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第2号））についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第2号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第2号））の専決処分について説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案参考資料は33ページお願いいたします。

本報告は、議会の委任による長の専決処分事項の指定について、これにより令和4年度一般会計補正予算を専決処分させていただきましたので、それを報告するものでございます。

議案参考資料の33ページのほうお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,397万2,000円を追加し、総額を63億166万2,000円とするものでございます。

歳入は、16款1項新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,334万7,000円、16款2項新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,050万7,000円、20款1項財政調整基金繰入金11万8,000円。

歳出は、2款2項固定資産評価審査委員会費11万8,000円、これは地方税法の規定により固定資産評価審査委員会へ審査の申出がございましたので、審査を行うための委員報酬を計上したものでございます。

続いて、4款1項新型コロナウイルスワクチン接種事業2,385万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種4回目の経費でございます。対象者への通知作成、接種費用、コールセンターの委託料などを計上しております。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は議会の委任による長の専決処分事項でございます。報告のみとさせていただきます。

---

◇

### ◎日程第5 議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書、議案参考資料ともに7ページでございます。

まず議案書のほうをお願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,195万8,000円を追加し、総額を63億1,362万円とするものです。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う職員給与費や会計年度任用職員に係る人件費の増減のほか、当初予算編成後に生じた事由により一部経費について増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の主な事項につきまして、事項別明細書により説明いたします。

議案参考資料のほうをお願いいたします。

議案参考資料の10ページ、初めに、歳入の事項別明細書です。

16款2項1目総務費国庫補助金905万3,000円、社会保障税番号制度システム整備費補助金、これでございますが、戸籍情報システム改修費に伴います国からの補助金であります。

同じく2目民生費国庫補助金749万6,000円、保育士等処遇改善臨時特例交付金、こちらでございますが、保育園やこども園、それから学童保育所に勤めます保育士等の処遇改善に係る国からの補助金でございます。

続いて、17款3項2目民生費県委託金2万6,000円これでございますが、特別弔慰金支給事務市町村交付金、こちらが交付されることになったものでございます。

続いて、11ページからが歳出になります。

13ページのほうをお願いいたします。

13ページ2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料905万3,000円、こちらはマイナンバー制度導入に伴います戸籍情報システムの改修費でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。14ページの下段になります。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額471万9,000円、昨年度実施いたしました子育て世帯等臨時特別支援事業こちらに伴います国への精算還付金でございます。

続いて、15ページ、3款2項2目児童措置費735万7,000円、それから4目13万9,000円、こちらは歳入のところで申し上げましたが、保育園などの保育士等の処遇改善にかかります補助金でございます。

飛ばしていただきまして24ページをお願いいたします。24ページからは、給与費明細書となります。

24ページの2一般職、(1)総括、それから3行目の比較の行を見ていただきたいんですが、人事異動等によりまして各項目間で人件費の増減がございましたが、一般会計全体では記載のとおり職員数で常時勤務の者が1人減り、短時間の者が1人増えております。報酬で32万4,000円、給料で780万5,000円、職員手当等で489万5,000円、共済費で7万9,000円、合計で1,310万3,000円の減となっております。

一般会計補正予算(第3号)の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、議案第43号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第6 議案第44号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算(第1号)について



○議長（小山久利君） 日程第6、議案第44号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第44号の提案説明をさせていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、補正予算は、次に定めるところでございます。

第2条、当初予算第3条の収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益において62万3,000円を加え、5億5,265万6,000円とし、支出といたしまして、第1款下水道事業費用において62万3,000円を加え、4億3,518万円とするものでございます。

続けて、12ページをご覧ください。

第3条において、第4条予算の資本的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入といたしまして、第1款資本的収入において331万1,000円を加え、2億2,076万2,000円とし、支出といたしまして、第1款資本的支出において331万1,000円を加え、3億3,823万8,000円とするものでございます。

第4条では、職員給与費の総額を補正するものでありまして、393万4,000円を加え、2,555万7,000円とするものです。

第5条は、一般会計補助金の総額を補正するものでありまして、これを4億5,802万円とするものでございます。

13ページから14ページまでは、補正予算の説明書でございます。補正理由は、本年4月1日付人事異動に伴います増となっております。

続きまして、議案参考資料28ページをご覧ください。

議案参考資料28ページは参考資料でございます。29ページは補正予算の実施計画で、30から32ページまでは給与費明細書でございます。

人事異動に伴います人件費の補正ですが、支弁職員の職員数に変更はございませんでした。

慎重審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上で提案説明を終了いたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第44号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第7 報告第3号 令和3年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（小山久利君） 日程第7、報告第3号 令和3年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第3号 令和3年度榛東村繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

議案書につきましては19ページ、議案参考資料は39ページでございます。

本件は、昨年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰越しを行いましたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

議案書の20ページお願いいたします。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、この順に朗読させていただきます。

まず2款1項一般管理総務費、金額242万円、翌年度繰越額231万円、個人情報保護法改正に伴います村例規の例規整備の支援業務でございます。同じく2款1項村有地環境対策事業、金額1,089万3,000円、翌年度繰越額、同額でございます。同じくコミュニティ供用施設費、金額1,472万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。10区コミセンの改修工事に係るものでございます。同じく感染症対策臨時特別出産祝金給付事業、金額60万円、翌年度繰越額、同額でございます。同じく経済活性化対策事業、金額8,079万5,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳一般経費、金額154万円、翌年度繰越額、同額でございます。マイナンバーカードを用いての転入転出手続のためのシステム改修でございます。

3款1項住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、金額1億7,468万7,000円、翌年度繰越額9,735万8,000円。

続いて、6款1項相馬原用水費、金額2,750万円、翌年度繰越額、同額でございます。ため池の耐震・豪雨調査でございます。

10款1項複合施設整備事業、金額3億5,561万3,000円、翌年度繰越額、同額でございます。造成工事費のほか、水道引込み、農業用水移設の設計等でございます。

10款2項の小学校費、同じく10款3項の中学校費に計上されています北小、南小、中学校の維持管理費それぞれ135万2,000円、翌年度繰越額、同額でございますが、これらに関連しまして清掃の委託、衛生消耗品の購入等でございます。

合計といたしまして、金額6億7,282万8,000円、翌年度繰越額5億9,538万9,000円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源1億1,700万円、教育施設整備基金費でございます。未収入の特定財源といたしまして国庫支出金3億9,148万2,000円、県支出金2,702万5,000円、一般財源5,988万2,000円でございます。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 繰越しということで4月1日の金額だと思うんですけども、上から2番目の村有地環境対策事業、この事業については、設計積算はどなたがやったのか、村の職員なのか、また既に着手をしているのかもお願いいたします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） こちらについては、12月補正でとったものでございますが、裁判費用でございます。積算ということですが、着手金は弁護士への基本的な費用としております。

また、今その件について着手しているかということでございますけれども、慎重に協議しているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） この予算は裁判費用ということで12月か3月かに約2億8,000万円を予定していると、弁護士の着手金だという説明を今狩野建設課長にいただきましたが、その2億8,000万円の根拠となる設計額の話聞いたつもりでございます。まだ今慎重審議で着手してないということでございますと、期限等の問題もあってその金額が変わってくるのではなかろうかと思っておりますけれども、ですので設計額がどこではじいたかということ聞いた次第なんですけれども、そこら辺はどんなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 期日はまだきておりませんので、今一生懸命やっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみとさせていただきます。



## ◎日程第8 報告第4号 法人の経営状況について

○議長（小山久利君） 日程第8、報告第4号 法人の経営状況についてを議題といたします。

内容についての説明を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） それでは、報告第4号 法人の経営状況について説明申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の令和3年度経営状況及び令和4年度事業計画、予算、資金計画について説明させていただくものでございます。

次の24ページをお願いいたします。

令和3年度決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出でございます。決算額を読み上げさせていただきます。

初めに収入でございます。

第1款事業収益はございません。

第2款事業外収益は2万1,690円でございます。内訳でございますが、第1項受取利息が290円、第2項雑収益が2万1,400円となっております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款販売費及び一般管理費の2万2,400円は、事務経費でございます。

次のページ、（2）資本的収入及び支出につきましては、該当がございません。

次に、26ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)報酬1,000円、(4)雑費2万1,400円で、事業損失は2万2,400円でございます。

次に、4の事業外収益につきましては、(1)受取利息290円、(2)雑収益2万1,400円で、合計2万1,690円でございます。経常損失、当期損失は710円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1の流動資産、資産合計は1,461万9,705円でございます。

負債の部、負債合計はございません。

資本の部、資本合計、負債資本合計は1,461万9,705円でございます。

次に、28ページをお願いします。

令和3年度の財産目録でございます。

上の表は資産でございます。

1の流動資産、(1)現金及び預金のうち、普通預金は11万9,705円、定期預金は1,450万円で、流動資産合計、資産合計は1,461万9,705円となっております。

なお、負債はございません。

次に、29ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

本年4月22日に決算監査を実施いたしました。

次に、33ページをお願いいたします。

令和4年度予算でございます。

第2条が収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第2款事業外収益に2万2,000円を計上してございます。

次に、支出の第2款販売費及び一般管理費に2万3,000円を計上してございます。

次に、34ページをお願いします。

令和4年度事業計画でございます。

次に、35ページをお願いします。

令和4年度資金計画でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

令和4年度実施計画、収益的収入及び支出でございます。

本年度予算について朗読させていただきます。

初めに、収入でございます。

1款事業外収益、1項の受取利息に1,000円、2項の雑収益に2万1,000円、収入合計は2万2,000円でございます。

次に、支出でございます。

2款1項販売費及び一般管理費、1目人件費1,000円、2目経費は2万2,000円、支出合計は2万3,000円を計上してございます。

次に、37ページの資本的収入及び支出は、用地取得等に係る経費でございますが、該当ございません。

次に、38ページをお願いします。

予定損益計算書でございます。

ページの中ほど3の販売費及び一般管理費に2万3,000円。

4の事業外収益に2万2,000円を計上しております。

よって、経常損失、当期損失は1,000円となっております。

次に、39ページをお願いします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計は1,461万8,705円、負債の部はございません。

資本の部、資本合計は1,461万8,705円。

よって、負債・資本合計は1,461万8,705円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案書30ページ、役員に関する事項というのがございます。特に3年度と4年度の予算を比較しても特に変わったことはないようなんですが、この就任する役員がいて退任する役員がないということは、1名増えたということかと思うんですが、これ何か特別に意図して増えたのかということが1点。

あと1つこの下の役員名簿で監事というところに岩崎唯雄さんがいらっしゃいますけれども、ここは民選の監査委員が入っていたような記憶があるんですけども、ここは変更漏れなのかどうかの2点をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

---

午前10時14分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） こちらは3年度の基準で令和4年3月31日現在ということでして、役員の異動でございますが、上下水道課の富澤課長が新たになった、私事なんです、私が令和3年3月31日までがこの役員として入っていたんですが、この表ですと載らない表になってしまっております。増減はございません。

また、監事なんです、岩崎唯雄さんは確かに12月いっぱい代表監査を下りたんですけども、この役員につきましては、令和4年3月31日現在ということで、これが代表監査委員が監事を務めるものではございませんので、岩崎唯雄さんが令和4年3月31日まで役員として残っております。令和4年4月1日から新しい代表監査が役員となっております。よろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和4年第2回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時15分散会

令和4年第2回

榛東村議会定例会会議録

第3号

6月16日(木)



# 令和4年第2回榛東村議会定例会会議録第3号

---

令和4年6月16日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年6月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第39号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 7 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 8 議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第44号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 委員会審査報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	9番	小野関 治義 君
10番	清水 健一 君	11番	小山 久利 君
12番	南 千晴 君		

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 長	足達 哲也 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

ここで、発言の訂正と取消しを申出したいと思います。

6月6日の私の発言の中で、給水噴水機は紙コップに移すと発言いたしましたが、紙コップではなく、コップに訂正させていただきます。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

.....  
.....これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発言を訂正し、削除することに決定いたしました。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

---

## ◎日程第1 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前9時31分休憩

---

午前9時33分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

先ほどは、この委員さんの生年月日を間違えてしまいましたので、訂正させてもらうということでよろしくお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります岩田喜代司さんの任期が、本年6月30日で満了となります。本年7月1日から3年間の任期となる新たな委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

新たな委員といたしまして、先ほどお配りいたしました、山本比佐志さんを選任したいというように考えております。山本さんは村職員として長年勤務され、その間、税務課において固定資産税の課税担当者として評価事務に精通しております。また、広い見識を有する方で、委員の職責を全うしていただけるものと考えております。

山本さんの委員選任について、議会の同意をお願い申し上げるところでございます。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間でございます。

よろしく選任のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

## ◎日程第2 議案第39号 教育委員会委員の任命について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第39号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、議案第39号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の湯浅耕作さんの任期が、今年の6月30日をもって満了となります。そこで、新委員として小林久行さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるものでございます。

小林さんは温厚実直な人柄で、交通指導員あるいは消防団員として、長きにわたり村民の安全安心を守るため尽力をされてきた方でございます。消防団の分団長そして交通指導員の副隊長として、リーダーシップを遺憾なく発揮されてこられました。また、家業を営まれておりまして、経営者としてバランス感覚の優れた視点を有している方でございます。

ついては、小林さんを教育委員会の委員として任命いただきたく、議会の同意をお願いするもので

ございます。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間でございます。  
よろしくお願ひいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第39号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◇

### ◎日程第3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第3、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託されました議案の審査報告でございますが、議事日程第4から議事日程第6までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 当委員会に付託されました議案第41号の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

6月9日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、現在の制度活用状況について質疑があり、対象となる資金のうち、小口資金において昨年度2件の利用があったと回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年6月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員会議案審査報告。

文教厚生常任委員会委員長報告。

当委員会に付託されました議案第40号及び議案第42号の審査の経過及び結果について、一括して委員長報告を行います。

6月10日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特に質疑なく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新地番への移行に支障はないかとの質疑があり、新施設稼働と同時に新地番の効力が発生するものであり、円滑に進めていきたいと答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年6月16日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第5 議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第41号 榛東村中小企業制度資金借入金利子補給特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第42号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第7、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございます。議事日程第8及び議事日程第9について報告をお願いいたします。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長議案審査報告を行います。

当委員会に付託されました議案第43号及び議案第44号の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

6月9日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第43号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第3号）につきましては、保育士等処遇改善臨時特別交付金交付状況の今後の見通しについて質疑があり、本年2月に新設され、本年9月までの対象とした交付金であるが、その後見通しは不透明であるとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、特に質疑がなく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年6月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。



◎日程第 8 議案第 4 3 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小山久利君） 日程第 8、議案第 43 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第 43 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第 9 議案第 4 4 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小山久利君） 日程第 9、議案第 44 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第 44 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第 10 委員会審査報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第10、委員会審査報告について議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第73条の規定により報告します。

事件の番号、令和3年発議第2号、件名、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書、審査結果、別紙のとおり修正可決すべきものと決定。

審査の結果及び経過。

令和3年第2回定例会において当委員会に付託されました令和3年発議第2号の審査の結果及び経過について、委員長報告を行います。

当委員会に付託されて以降、閉会中及び会期中の委員会において、慎重に審査を行いました。

当委員会では、初めに原案に記載されていたジェンダーギャップ指数などが最新の情報ではなかったこと、また政府の審議の様子の時系列が順不同で分かりづらいことなどから、修正が必要と決定いたしました。

これらに加えて、選択議定書に現在も批准していない理由や背景なども調査する必要があるということから、国が公開している情報等を基に調査を行いました。

その結果、原案の趣旨は理解できるが、委員会としては、批准するためには、それ以前に我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報制度を受け入れる実施体制等の課題の解決が必要とことから、その課題解決のための検討の推進を強く求めていくべきとする委員会の意見の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書」から「女子差別撤廃条約選択議定書の早期締結に向けた検討の推進を求める意見書」に、意見書名及び内容を修正しました。

採決の結果、修正案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長審査報告といたします。

令和4年6月16日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長審査報告が終わりました。

審査の経過と結果について質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 本案の提出者としてご議論いただきまして、文教委員会の皆様には大変ご

足労をかけました。どうもありがとうございます。

ただいまの委員長の経過報告等をお聞かせいただいて、ご尽力いただいたと感謝を申し上げるところでございますが、1点、多分皆さんの中でもご議論あったと思うんですが、この表題、この女子差別撤廃条約選択議定書というのではないわけで、やはりこういった国、先ほど委員長おっしゃった司法政策や立法政策の観点からということになりますと、ここは表題部でございますから、正式な議定書の名称が入らないと、いささかこの文書、この意見書として成り立たないのではなかろうかと思えます。

皆さんの中でもご議論あったと思いますけれども、この表題部、お作りいただいた（案）でございますけれども、「女子差別撤廃条約選択議定書」というところを、従前の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」と、これは修正されないとこれ自体が成立しないのであらうと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

---

午前9時58分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの経過と内容について質問させていただきましたけれども、そのタイトル、その議定書の名称については、そのようなご意見は委員の中からは出てこなかったでしょうか、話があったら教えてください。

○議長（小山久利君） 先ほど報告したと思うんですけれども。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 名称のことはなかったと思う……。

○議長（小山久利君） 名称も報告していました。

12番南文教厚生常任委員委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

審査の経過、先ほどの中にはございませんでしたが、ほかの議会等で同様な意見書が出されているか等、全国的にいろんな議会のも調べさせていただきまして、その中には、多くの議会で、これは「女子」ではなくて、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書」や「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」という題名が多かったということは確認しているのと、ここでは「女性」という言い方をされていて、でも私たちのほうで内閣府

とかの資料を見ますと、女子という言い方が最近はそのらが正式といいますか、内閣府のほうでも、外務省等も載っておりますので、そちらを採用させていただいておまして、そのような流れで審査を行っております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしますと、委員会の中では、議定書というのは「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」ということを承知の上で、皆さんの様子を見て分かりやすく表題をつくったということで、そういう流れだったのでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 修正案の中にも、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」ということで、この中でもきちんと文章の中でそれを言い換えているというような言い方しておりますので、もともとの条約名というのはみんな認識した上で審議を進めておりました。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） じゃ、3問目です。認識した中でこのようなタイトルになったということで、やはり女子と女性というのをご議論あったけれども、やはり元の女子を残したというような意見が多かったということでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 先ほどもお話ありましたけれども、ほかの議会の意見書の題名等も調査した中で、今のほうでは女子という文言を内閣府と外務省等も使っているということで、そちらを採用したということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番 齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 中島議員の司法制度や立法政策というふうな話がありましたが、それにもしかしたら関係するかもしれませんけれども、この議定書をグローバルスタンダードで考えるというふうに国連で一応定められたというふうな形は取っておりますけれども、各国の国内法を考えた場合に、日本もそうですけれども、北米や中南米あるいはヨーロッパ、各国政府の国内法、あとは中近東、かなり千差万別、違ったような形で法律は定められています。それは、その地域の特徴によって、女性を守るという観点から定められている部分というの、少なからず入っています。

それが、国連という、まあある種の偏ったといえれば偏っている集団の中において、女性が差別を受けてそれを撤廃する、具体的に何を言っているのか、私は、結局国連のその議定書の内容をさっぱり分からんですけれども、実質的に。つまりは、国それぞれによって国内法があり、それに伴って女性の権利は守られているというふうに考えておくべきだと私は考えているんですが。

そこで、質問なんですけれども、日本の、例えば国内法において、離婚訴訟、多くの場合子どもの親権というのは、未成年者であれば女性が親権者になるというのがほとんど通例で、女性に親権が渡ります。こういう状況下において、質問の内容的には、具体的にどの部分が日本国内において性差別になっているのか、法律上。そのような具体的な話というのはやられているのかどうか、それについて質問したいと思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時9分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

12番。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

先ほど齊藤議員より、具体的な、例えば親権等のことに関してとかが当たるのではないかというような、何かそういったものを議論されたかというようなお話ですけれども、ここにあるように、ここに書いてある部分に関しましては、女子差別撤廃条約実施状況第9回報告という国の内容を記載しておることでございます。

具体的には実際にどうなのかというのは、まだ実際に批准していないので、日本とそっちの選択議定書を批准した後の国連での結果がどうなるか分からないですけれども、例えば日本では違法だとされた、日本の司法では違法とされているものが、国連のほうでは違法でないというような結果になってしまう可能性もあって、国のほうでその整合性が必要だということで、その議論が必要だとなっているということは、国会の審議の中等でもそういった答弁等を過去に見たことがありますので、そのあたりの両方の結果が違ってしまったときにどうするかという部分が問題だということは、みんな理解しております。

具体的にと言われても、それが実際に本当にどうなるかというのは分かりませんが、例えば今の日本の夫婦別姓とかそういった部分も、こういった部分に日本の司法の判断と国連の判断が違ってくるのではないのかみたいな、そういった話は審議をいたしました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。  
本件について、委員長報告は修正可決であります。

委員長報告のとおり委員会の修正案に賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、委員会の修正案は可決されました。



### ◎日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



### ◎日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第 1 3 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第 1 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第 1 5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第15、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第12から日程第15までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第16、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 令和4年5月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行います。

令和4年5月27日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和4年5月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。

議案第7号 管理者専決処分の報告と承認について（令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号））、議案第8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について、以上議案2件が上程され、慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水健一議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

---

◇

## ◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月6日の開会以来、本日まで11日間、5人の議員による一般質問、条例改正、補正予算などの議案について、熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

政府は、水際対策の緩和により新型コロナの影響で停止していた外国人観光客の受入れを、今月10日、2年ぶりに再開いたしました。しかしながら、現在も感染者数は依然大幅な減少には至っておりません。引き続き基本的な感染防止対策を行いながらも、一日も早く終息し、安心して生活できる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

梅雨が明ければ、今年の夏も猛暑が予想されています。議員各位を始め執行部の皆様も、健康には十分留意されますとともに、今後も議会並びに村の発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。

---

◇

**◎閉 会**

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、令和4年第2回榛東村議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでした。

午前10時17分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 齊 藤 将 史